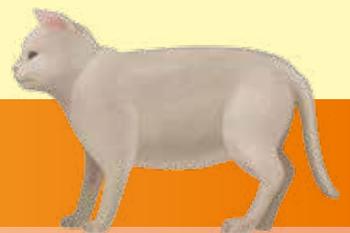




# 動物の虐待事例等調査報告書

平成 30 年度



環境省



平成30年度  
**動物の虐待事例等調査報告書**

# もくじ

I はじめに	3
II 新聞報道された動物の虐待等の事例	4
① 殺傷	4
② 虐待	13
③ 多頭飼育による飼養環境の悪化等	16
④ 遺棄	18
III 動物の虐待等の判例等	21
① 動物の愛護及び管理に関する法律の違反人員	21
② 判例の一覧	22
IV 参考	25
(1) 飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について（環自総発第 100205002 号平成 22 年 2 月 5 日）	26
(2) 動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について（環自総発第 1412121 号平成 26 年 12 月 12 日）	29

# I はじめに

平成 25 年（2013 年）9 月に改正施行された動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という）では、動物の虐待及び遺棄の防止等により、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的としていますが、犬や猫など愛護動物の殺傷、虐待、遺棄の事案についての報道が相次いでいるなど、依然として悪質な事件が後を絶たない状況にあります。また、飼い主の管理能力を超えた多頭飼育にともなって、鳴き声、汚物による臭気、無秩序な繁殖などにより飼養環境が悪化し、それが虐待につながることも問題になっています。

これらのことに対応するため、動物愛護管理法では、罰則中の第 44 条第 2 項において、「衰弱させる等」（改正前）の例示が追加され、「酷使・拘束による衰弱、病気やけがの放置、排せつ物が堆積した施設や他の動物の死体が放置された施設で飼養保管すること」等が明文化されました。また、罰則も愛護動物の殺傷（第 1 項）に対しては 2 年以下の懲役または 200 万円以下の罰金、虐待（第 2 項）や遺棄（第 3 項）に対しては 100 万円以下の罰金になりました。さらに、多頭飼育により動物が衰弱するなどの虐待のおそれがある事態に対して、都道府県知事が改善を勧告・命令をできるようになりました（第 25 条第 3 項）。

人と動物が共生する社会を築くには、生命尊重や動物愛護の普及啓発と共に、動物愛護担当行政のみならず、警察、公衆衛生や環境衛生の担当者、獣医師会等の動物の専門家や人の福祉関係者、団体・ボランティア等とネットワークを組み、協力して早期発見・早期改善を指導し、未然に動物の虐待等を防ぐことが重要です。

環境省では、これまで平成 19 年度（2007 年度）、平成 21 年度（2009 年度）及び平成 25 年度（2013 年度）の 3 回にわたり動物の虐待等に関する事例集を作成・公表してきました。本事例集は、これらの続編に当たるもので、自治体等の参考としていただくために、動物の虐待等の事例に関連する新聞報道と判例をとりまとめたものです。動物の虐待等を防止するための資料として活用していただければ幸いに存じます。

## Ⅱ 新聞報道された動物の虐待等の事例

### ① 殺傷

	事件発生年月日	事件発生場所	動物	主体	概要
1	2013/9/12	滋賀県長浜市	猫2匹	—	2013年9月12日に滋賀県長浜市末広町の倉庫敷地内で、近くに住む男性が、胴体が切断されるなどした子猫2匹の死骸を見つけた。長浜署は何者かが鋭利なもので猫を殺害したとみて、動物愛護管理法違反容疑で捜査している。同市では、8月に八幡中山町の小学校正門で腹を裂かれた猫の死骸が置かれる事件が発生し、2月と5月には腹を裂かれたり、首を切断されたりした猫の死骸が路上や民家ガレージで見つかっている。 (2013/9/14 中日新聞)
2	2013/9/24	北海道岩見沢市	猫1匹	—	2013年9月24日に北海道岩見沢市内の中学校のグラウンド隣の草むらに、頭部のない猫の死骸があるのを学校の職員が発見し、岩見沢署に25日に届け出た。同署によると、死骸は体長約30センチ。周囲に血痕は無かった。人為的に切断されたのかどうかははっきりしないが、何者かが虐待した可能性もあり、同署は動物愛護管理法違反(動物虐待)の疑いもあるとみて調べている。 (2013/9/26 北海道新聞)
3	2013/10/26	東京都北区	猫1匹	—	2013年10月26日に東京都北区赤羽の区立公園の隅にある木の根元付近で、猫が燃えているのに女性が気づき、警察に通報した。猫は発見時には動いていたが、赤羽署員が駆けつけた際は焼け焦げて死んでいた。猫は体長約35センチ。同署は何者かが生きたままの猫に火を付けて虐待したとみて、動物愛護管理法違反の疑いで捜査しており、燃え方などからガソリンや灯油がかけられた可能性があることから、同署が周辺の防犯カメラを調べている。 (2013/10/28 共同通信、2013/10/29 毎日新聞・秋田魁新報・東奥日報・中日新聞・中国新聞)
4	2014/3/19	北海道旭川市	猫1匹	—	2014年3月19日に北海道旭川市内の幼稚園のグラウンドで、頭部のない猫の死骸を除雪作業をしていた職員が見つけ、同日午後旭川東署に届け出た。同署によると、死骸は体長約30センチ。頭部は鋭利な刃物のようなもので切断されており、周辺に目立った血痕はなかった。同署は動物愛護管理法違反(動物虐待)の疑いで調べている。 (2014/3/21 北海道新聞)
5	2014/5/5～8	神奈川県川崎市	猫2匹	—	2014年5月5日に神奈川県川崎市麻生区の路上で、黒猫の前脚が見つかり、8日には前脚を切られた別の猫を住民が捕獲した。神奈川県警麻生署は動物愛護管理法違反の疑いで調べている。 2008年10月以降、脚を切断され保護された猫は確認しているだけで15匹。数本の小動物の脚が民家の前に並べられていたこともあった。猫3匹を治療した獣医師は、切断面などから「『トラバサミ』のようなわなが仕掛けられている可能性が高い」と話す。 (2014/5/24 中日新聞)
6	2014/6/16	北海道留萌市	猫1匹	—	2014年6月16日に北海道留萌市内の公園の野球グラウンドで、子どもに野球の練習をさせていた保護者から「マウンドに猫の頭が置かれていた」と留萌署に通報があった。署は、切断されたとみられる頭部を現場で確認し、器物損壊と動物愛護管理法違反(虐待)の両容疑で捜査をしている。署によると、16日に野球の練習に来た子どもがマウンド付近で頭部を見つけた。あごから上の部分だけで、首を含む胴体は見つかっていない。直線的に切断されており、鋭利な刃物が使われたとみられる。マウンド付近に血痕はなく、別の場所で切断され、持ち込まれた可能性があるという。 (2014/6/18 朝日新聞)
7	2014/6/17	福井県若狭町	猫1匹	—	2014年6月17日に福井県若狭町脇袋の県道で、ガードレールに猫がひもで首をつるされて死んでいるのが見つかった。大型量販店のカート置き場裏付近のガードレールに猫がつるされ、通行人が通報したという。また、同日昼頃、近くの歩道に猫が車にひかれたような状態で横たわっていたという目撃情報もあった。小浜署は動物愛護管理法違反に該当するかも含めて調べている。 (2014/6/19 読売新聞)
8	2014/6/26	北海道北斗市	猫1匹	—	2014年6月26日に北海道北斗市押上の空き地で、頭部のない猫の死骸があるのを付近に住む住民が見つけ、家族を通じて函館中央署に通報した。同署によると、死骸は体長約40センチ。頭部は人為的に切断されたとみられ、周囲に血痕は無かった。同署は動物愛護管理法違反(動物虐待)の疑いで調べている。 (2014/6/27 北海道新聞)

	事件発生年月日	事件発生場所	動物	主体	概要
9	2014/6/29	長野県小谷村	猫1匹	男性・29歳	2014年6月29日に男性(29)が猫をおりに入れて長野県小谷村の川に沈めて死なせ、死骸を川に流した。その際、猫を沈める様子をインターネットの動画投稿サイトで生中継していた。男性は容疑を認め、「家の中に入られたり、畑を荒らされたり、いたずらが目に付いた。(インターネットで生中継したのは)世間の反応が見たかったから」と供述している。映像を見た県内外の利用者らから、県警に400件以上の情報提供などがあつた。インターネット上で非難の声も出ていた。 2014年7月18日に長野県警は男性を動物愛護管理法違反などの疑いで書類送検した。2015年1月13日に大町区検は動物愛護管理法違反の罪で男性を大町簡裁に略式起訴した。 (2014/7/5 中日新聞、2014/7/6 読売新聞、2014/7/8 毎日新聞、2014/7/18 中日新聞、2014/7/19 産経新聞・静岡新聞・中日新聞・西日本新聞・佐賀新聞、2015/1/14 中日新聞、2015/2/5 読売新聞)
10	2014/7/8	兵庫県神戸市	猫1匹	—	2014年7月8日に兵庫県神戸市長田区のマンション2階通路で、猫の死骸があるのを住民の男性が見つke、長田署に通報した。同署によると、体長約30センチの黒色の子猫で、両目がえぐり取られ、うち一つが口の中に入れられていたという。周囲に血だまりなどがないことから、同署は何者かが別の場所で虐待した可能性もあるとみて、動物愛護管理法違反の疑いで調べている。 (2014/7/9 神戸新聞)
11	2014/7/21	石川県金沢市	犬1匹	男性・24歳	2014年7月21日に男性(24)が生後2カ月の飼犬の前足2本と、口をそれぞれ結束バンドで縛って石川県金沢市の自宅近くの歩道に放置し、飼犬に擦り傷を負わせた。同日早朝、付近住民が歩道横の用水の中に転落している犬を発見し、金沢西署鞍月交番に通報した。付近への聞き込みから、翌日に男性を特定した。男性は「言うことを聞かないので、しつけのためにやった」と容疑を認めている。犬は別の飼い主に引き取られた。 2014年11月7日に金沢西署は男性を動物愛護管理法違反の疑いで金沢地検に書類送致した。 (2014/11/8 北國新聞)
12	2014/7/21	沖縄県北谷町	犬1匹	男性・53歳	2014年7月21日に男性(53)が沖縄県北谷町の路上で、散歩用のリードで中型犬を軽乗用車の後部のフックにくくりつけて走行し、犬の右前足を傷つけた。現場近くの住民が警察に通報し、駆け付けた沖縄署員が男性を取り押さえた。2014年7月21日に同署は男性を動物愛護管理法違反の疑いで現行犯逮捕した。男性は「犬の散歩をしていた」と否認している。 (2014/7/21 共同通信、2014/7/22 中日新聞)
13	2014/7/26	北海道留萌管内	猫1匹	—	2014年7月26日に北海道留萌管内増毛町の中学校のグラウンドで、人為的に切断された疑いのある子猫の頭部と両前足が見つかった。留萌署は動物愛護管理法違反(動物虐待)の疑いがあるとみて調べている。 (2014/8/1 北海道新聞)
14	2014/7/28	埼玉県さいたま市	犬1匹	—	2014年7月28日に埼玉県さいたま市の全盲の男性が飼う盲導犬が鋭利なもので刺されたとみられるけがをしていた。右腰の辺りに、フォークなど先のとがったもので刺されたような、深さ約1~2センチの傷が3、4カ所あつた。埼玉県警武南署は何者かが駅のエスカレーターや電車内など盲導犬が止まっている場所で、背後から刺して意図的に虐待した可能性があるとみて、器物損壊容疑で捜査している。 (2014/8/29 朝日新聞)
15	2014/9/2	沖縄県嘉手納町	猫1匹	—	2014年9月2日に沖縄県嘉手納町の県営住宅の敷地内で、虐待を受けて殺されたとみられる猫の死骸が見つかった。住人が、体の一部が切断された猫の死骸を発見した。2014年6月ごろ、8月23日にも同敷地内で猫の死骸が見つかっている。嘉手納署は器物損壊や動物愛護管理法違反の疑いで捜査し、周辺地域の巡回を強化している。 (2014/9/6 琉球新報)
16	2014/9/18	東京都大田区	猫複数匹	男性・33歳	2014年9月18日に男性(33)が東京都大田区大森西の駐車場で、猫の首を絞めたり、地面にたたきつけたりした。「ストレスのはけ口だった。野良猫への餌やりに憤慨していた」と容疑を認めている。大田区では2014年4~9月、50匹以上の猫が不審死し、一部の猫の胃の内容物から農薬の成分が検出されていた。男性は「インターネットで買った農薬をエサに混ぜ、野良猫に与えていた」と関与を認める供述をしているという。 2014年9月18日に警視庁は男性を動物愛護管理法違反の疑いで逮捕した。東京地検は2014年10月から鑑定留置し、犯行時の責任能力の有無を調べていた。2015年1月23日に東京地検が男性を同法違反で起訴する見通し。 (2014/9/19 読売新聞・産経新聞、2014/9/20 朝日新聞、2015/1/23 読売新聞)

	事件発生年月日	事件発生場所	動物	主体	概要
17	2014/9/18	愛知県名古屋	猫4匹	—	2014年9月18日に愛知県名古屋市の保健所の正面玄関に、虐待が疑われる子猫4匹が段ボールや紙袋に入れて置き去りにされていた。緑保健所は猫の虐待や遺棄を禁じた動物愛護管理法違反の疑いがあると愛知県警緑署に通報した。市によると、18日午前8時ごろ、緑保健所に出動した職員が段ボール2箱が置かれているのを見つけた。箱には「ネコ生きている」と書かれ、底にネズミとりと見られる粘着シートが張られ、子猫計3匹が身動きできない状態だった。午後7時45分ごろにも紙袋が置かれ、子猫1匹が入っていた。子猫の体には粘着シートの素材のようなものがまとわりついていて、子猫はいずれも雑種で生後推定約6週間。雄1匹、雌3匹のきょうだいとみられ、同一人物が遺棄した可能性が高い。発見時に子猫は弱っていたが、その後回復した。(2014/9/20 毎日新聞・東奥日報・中日新聞) 注：遺棄4にも掲載
18	2014/10/5	北海道旭川市	猫1匹	—	2014年10月5日に北海道旭川市の歩道に、猫の頭部が放置されているのが見つかった。旭川東署は人為的に切断された可能性もあるとみて、動物愛護管理法違反(動物虐待)の疑いで調べている。同署によると小型種か子猫とみられ、付近に血痕はなく、頭部以外は見つかっていないという。(2014/10/6 北海道新聞)
19	2014/10/6～7	大阪府大阪市	猫1匹	男性・31歳	2014年10月6日～7日に男性(31)が猫に大阪府大阪市福島区の自宅の風呂で熱湯をかけるなどしたあと、金づちで殴って殺した。自宅から押収した男性のパソコンからは、猫を虐待する様子を撮影した動画が見つかった。男性の自宅近くの公園では9月16日～10月15日に、猫4匹の死骸が見つかっており、うち1匹が特徴からこの猫とみられるという。福島署は、ほかの3匹についても関連を調べる。 2014年11月19日に同署は男性を動物愛護管理法違反の疑いで逮捕した。2014年12月9日に大阪地検は男性を不起訴(起訴猶予)にした。(2014/11/20 読売新聞、2014/12/10 読売新聞)
20	2014/10 上旬	宮崎県宮崎市	猫1匹	男性・27歳	2014年10月上旬に男性(27)が宮崎県宮崎市の自宅マンションの室内で猫1匹を床にたたきつけて殺し、敷地内に捨てた。マンション周辺では7月下旬以降、約10匹の猫の死骸が相次いで見つかっており、宮崎南署が関連を調べる。男性は「公園の捨て猫を拾ってしつけようとしたが、思い通りにならなかった。数回殺したことがある」と容疑を認めているという。 2014年10月21日に同署は男性を動物愛護管理法違反の疑いで逮捕した。(2014/10/22 朝日新聞)
21	2015/2/6	東京都	犬1匹	男性・21歳 男性・16歳 男性・17歳	2015年2月6日に少年(16と17)が女性を装って「犬を虐待しているところが見たい。動画を送って」と東京都に住む男性(21)に無料通信アプリのメッセージで要求し、男性は飼い犬の顔を蹴ったり、腹を踏みつけたりした約5分間の動画を撮影し、少年2人は動画共有サイトに映像を投稿。別の少年2人(いずれも16)が2月10日から翌日にかけて、「動画を見た。犬を保護する。保護されなくなったら罰金4万円を支払え」などと男性に何度も電話をかけ、金をだまし取ろうとした。男性は「要求を断って嫌われたくなかった。男とは知らなかった」、少年4人は「頼めば何でもやってくれたから」と話しているという。動画サイトの視聴者からの通報を受けた神奈川県警は3月2日に男性宅を捜索したが、獣医師の診断の結果、犬にけがはなかったという。2015年5月27日に神奈川県警生活経済課と横浜水上署は少年4人を詐欺未遂容疑で、またこのうち2人と男性を動物愛護管理法違反容疑で書類送検した。2015年7月1日に横浜地検は少年2人を動物愛護管理法違反容疑で横浜家裁に送致した。犬を虐待したとして、同容疑で書類送検された男性は不起訴とした。また、この少年2人を含む4人を詐欺未遂容疑で家裁送致とした。(2015/5/28 朝日新聞・読売新聞・産経新聞・中日新聞・佐賀新聞、2015/7/2 中日新聞)
22	2015/4/9	東京都練馬区	猫1匹	—	2015年4月9日に、東京都練馬区旭丘の区立小学校の校舎裏に、首を切られて頭部と胴体が分かれた猫の死骸があった。警視庁は動物愛護管理法違反や器物損壊の疑いで調べ、練馬署は同小付近にカメラを搭載した「防犯カメラ車」を置き、警戒を強めた。(2015/5/2 読売新聞、2015/5/8 産経新聞)
23	2015/4/25～29	北海道室蘭市	猫4匹	女性・72歳	2015年4月25日に女性(72)が北海道室蘭市内で猫の死骸3体を投棄した。同27日には自宅敷地内で猫1匹を水をためたバケツに沈めて殺し、同29日に埋めて投棄した。道警によると猫の死骸を埋めているとの情報提供を市から受け、室蘭署員が掘り返して4匹分の死骸を見つけた。女性は「妊娠して子猫が増えるため飼育に困り、殺して埋めた」と供述していたという。 2015年6月17日に室蘭区検は女性を廃棄物処理法違反と動物愛護管理法違反で室蘭簡裁に略式起訴した。同簡裁は同日、罰金50万円の略式命令を出した。(2015/5/28 読売新聞・北海道新聞、2015/6/18 読売新聞・北海道新聞)
24	2015/4/27	東京都板橋区	ハト1匹	—	2015年4月27日に東京都板橋区赤塚新町の団地駐車場で首のないハトの死骸が発見された。胴体には粘着テープが巻かれており、虐待された可能性が高い。高島平署が調べている。(2015/5/2 読売新聞、2015/5/8 産経新聞)

	事件発生年月日	事件発生場所	動物	主体	概要
25	2015/5/28	山形県白鷹町	猫1匹	—	2015年5月28日に山形県白鷹町荒砥乙の民家の玄関前に、猫の頭部が切断部分を下にした状態で玄関ドアの前に置いてあったのを家主が見つke、警察に通報した。頭部の大きさなどから子猫とみられ、焦げ茶、黒、白などの毛が交じった三毛猫とみられる。家主は一人暮らしで、自宅敷地内で複数の猫を飼っており、その猫は地域内でよく目撃されているが、この頭部は飼い猫のものではないという。胴体は見つかっておらず、玄関周囲に血痕も無いことから別の場所で切断された可能性があるとして長井署は動物愛護管理法違反容疑で調べている。 (2015/5/30 山形新聞)
26	2015/6	愛知県名古屋市	猫1匹	男性・40歳代	2015年6月に男性(40歳代)が愛知県名古屋市の動物愛護センター(千種区)に保護されていた雌の猫を引き取り、名古屋市千種区の自宅で猫を手で殴って虐待した。猫はその後死んだ。男性は、「言うことを聞かないから殴った」などと容疑を認めているという。男性に猫を譲り渡した元飼い主から、千種署に「自分の猫が虐待されているのではないか」との相談があり、捜査していた。男性は、インターネットのペットに関するウェブサイトなどを通じて、数十匹の猫を譲り受けていたとみられ、他にも虐待があったとみられる。愛護センターによると、男性は6月に猫を引き取った後、「(1匹目が)死んだのもう1匹欲しい」とセンターに要望。インターネット上で男性の虐待を疑う声広がっていたことから、2度目の引き渡しには応じなかった。 2016年5月17日に同署は男性を動物愛護管理法違反容疑で書類送検した。 (2016/5/21 読売新聞・中日新聞)
27	2015/6/14	兵庫県西宮市	猫1匹	—	2015年6月14日に兵庫県西宮市高須町の市営住宅の自治会長の男性が「首が切られた猫がいる」と警察署に通報した。猫は子猫で、首が切れ、頭と胴体が植え込みにあった。人為的に切られた可能性があり、甲子園署は動物虐待の疑いで調べている。 (2015/6/16 神戸新聞、2015/8/26 読売新聞)
28	2015/7/23	東京都板橋区	猫2匹以上	—	2015年7月23日に東京都板橋区徳丸の住宅の駐車場で、車の下から2匹以上の猫の頭と脚、尻尾だけが、切り離された状態で見つかった。7月2日には板橋区蓮根のマンション駐輪場で首や前脚が切断された猫の死骸が見つかった。この駐輪場では6月下旬にも同じような死骸が発見されている。警視庁高島平署と志村署は動物愛護管理法違反の疑いで調べている。 (2015/7/4 読売新聞、2015/7/25 産経新聞、2015/7/31 朝日新聞)
29	2015/7/3	東京都北区	猫3匹	—	2015年7月3日に東京都北区田端のコイン駐車場で、体を踏まれる、目がえぐられるなどした子猫3匹の死骸が見つかった。警視庁は動物愛護管理法違反や器物損壊の疑いで調べている。 (2015/7/9 読売新聞、2015/7/31 朝日新聞)
30	2015/7/8	東京都江戸川区	猫4匹	—	2015年7月8日に東京都江戸川区篠崎町の住宅街の路上で、口から出血するなどしていた子猫4匹の死骸が見つかった。警視庁は動物愛護管理法違反や器物損壊の疑いで調べている。 (2015/7/9 読売新聞、2015/7/31 朝日新聞)
31	2015/8/22	兵庫県姫路市	猫1匹	—	2015年8月22日に兵庫県姫路市西延末の市立植物園南側の遊歩道で、頭部のない猫の死骸が見つかった。生後5~6カ月の雄の子猫で体長約30センチ。死後まもないとみられ、首には鋭利な刃物で切断した跡があったという。飾磨署は、何者かが死骸を遺棄したとして軽犯罪法違反容疑で調べている。 (2015/8/23 神戸新聞)
32	2015/9/27	東京都中野区	猫1匹	—	2015年9月27日に東京都中野区上高田のアパート1階通路で猫の死骸が見つかった。首から頭に掛けて刃物で切られたような痕があったという。警視庁野方署は、動物愛護管理法違反容疑などで捜査している。 (2015/10/3 読売新聞)
33	2015/9/29	千葉県船橋市	ウサギ1匹	—	2015年9月29日に千葉県船橋市の長津川沿いの遊歩道脇で、両耳と下腹部を切られたウサギを散歩中の男性が見つke、船橋署に届け出た。ウサギは約1時間後に死んだ。同署は動物愛護管理法違反容疑で捜査している。 (2015/9/30 読売新聞、2015/10/1 中日新聞、2015/10/6 中日新聞、2015/10/10 朝日新聞)
34	2015/9/30	千葉県船橋市	鳥1匹	—	2015年9月30日に千葉県船橋市金杉台の団地敷地の木の下で、首のない鳥の死骸があるのを、下校中の小学4年の男児が見つけた。男児の保護者が船橋署に通報し、署は器物損壊容疑で調べている。同署によると、鳥は体長25センチで、首を刃物で切り取られたとみられ、ハトやカラスではなく種が不明という。首は、体が見つかった場所の近くに落ちていた。 (2015/10/1 中日新聞、2015/10/10 朝日新聞)

	事件発生日月	事件発生場所	動物	主体	概要
35	2015/10/1	東京都豊島区	猫1匹	男性・34歳	2015年10月1日に男性(34)が東京都豊島区南長崎の公園のゴミ箱付近に、足や胴を粘着テープでぐるぐる巻きにした猫を袋に入れて捨てた。猫は出血していたが、生きていた。男性は、前日の夕方、マタビを使って野良猫を捕獲したという。目白署によると、男は「餓おうと思って捕まえてきたが、暴れたので金づちで数回たたいて捨てた」と供述し、容疑を認めている。2015年12月3日に目白署は男性を動物愛護管理法違反(遺棄)容疑で逮捕した。同署は同法違反(虐待)の疑いも視野に調べる。 (2015/10/3 読売新聞、2015/12/5 読売新聞) 注: 遺棄10にも掲載
36	2015/10/1	千葉県市川市	コガモ1匹	—	2015年10月1日に千葉県市川市の路上で、首を切断されたコガモが見つかった。県警は動物愛護管理法違反などの疑いで捜査している。 (2015/10/6 中日新聞、2015/10/10 朝日新聞)
37	2015/10/3	千葉県浦安市	猫	—	2015年10月3日に千葉県浦安市の公園で、猫の頭や脚、内臓などが見つかった。県警は動物愛護管理法違反などの疑いで捜査している。 (2015/10/6 中日新聞、2015/10/10 朝日新聞、2015/10/12 産経新聞)
38	2015/10/4	東京都豊島区	猫1匹	—	2015年10月4日に東京都豊島区池袋の住宅の駐車場で、前脚が切断されて死んでいる猫を住民女性が見つけた。池袋署によると猫の頭には殴られたような跡があったという。警視庁は虐待の疑いもあるとみて、動物愛護管理法違反容疑で調べる。 (2015/10/6 朝日新聞)
39	2015/10/5	東京都北区	猫1匹	—	2015年10月5日に東京都北区昭和町の駐車場で、尻尾全体の毛がむしられたような猫の死骸を通行人が発見した。滝野川署によると、状況から虐待の可能性が高いという。警視庁は虐待の疑いもあるとみて、動物愛護管理法違反容疑で調べる。 (2015/10/6 朝日新聞)
40	2015/10/10	北海道帯広市	猫1匹	—	2015年10月10日に北海道帯広市南町の児童公園で、頭部と左前足のない猫の死骸を散歩中の付近の男子中学生が見つけた。親族を通じて警察に通報した。帯広署によると、死骸は体長約40センチ。周囲に血痕はなかった。人が切断したかは不明だが、同署は動物愛護管理法違反(動物虐待)などの疑いがあるとみて調べている。 (2015/10/10 北海道新聞)
41	2015/10/11	埼玉県春日部市	ウサギ1匹	—	2015年10月11日に埼玉県春日部市下柳のホームセンター内のペットショップで、ウサギの耳が切られていた。客から「血を流しているウサギがいる」と店に連絡があり被害が発覚した。ウサギは生後2カ月で、鉄製のケージに入れられて陳列されており、切断された耳がケージの前に落ちていた。春日部署が器物損壊容疑で捜査している。 (2015/10/14 産経新聞)
42	2015/10/13	滋賀県高島市	猫1匹	—	2015年10月13日に滋賀県高島市新旭町饗庭の空き地で、胴体のない白骨化した猫の死骸を近くのこども園の保育士が見つけた。高島署に通報した。署によると、頭の一部と手足だけで、胴体部分は見つからないという。2014年9月にも、近くで頭が切断されたとみられる猫2匹の死骸が見つかり、署は動物愛護管理法違反(虐待)の容疑で捜査している。 (2015/10/14 朝日新聞)
43	2015/12～2016/3	東京都大田区	猫3匹	男性・41歳	2015年12月～2016年3月に東京都大田区の自宅で、男性(41)が猫に熱湯をかけたり、壁や床にたたきつけたりして、計3匹を殺害した。調べに対し、「仕事のストレスを発散するためにやった」と容疑を認めている。男性は、自宅の近所にわなをしかけて猫を捕獲していたとみられ、「昨年8月以降、10匹くらいを捕まえて殺し、死骸は近所に捨てた」と供述しているという。2016年4月26日に田園調布署は男性を動物愛護管理法違反容疑で逮捕した。2016年7月15日に東京地検は男性を動物愛護管理法違反の罪で起訴した。 (2016/4/27 読売新聞、2016/7/16 朝日新聞)
44	2016/3～2017/4	埼玉県深谷市	猫13匹	男性・52歳	2016年3月～2017年4月に埼玉県深谷市の廃屋付近で、男性(52)が捕まえた猫をガスバーナーであぶったり、熱湯につけたりして、9匹を殺害、4匹に傷害を負わせた。虐待の様子を撮影した動画をインターネット上で公開していた。2017年5月、動画を見た人から通報を受け、警視庁が調べていた。男性は、2016年1月～2017年4月に、少なくとも13匹の猫に同様に虐待して死なせたことを認める一方、「有害動物の駆除なので法律違反ではない」と供述している。警視庁保安課は2017年8月29日に男性を動物愛護管理法違反で逮捕した。東京地裁は2017年12月12日、男性に懲役1年10カ月執行猶予4年(求刑懲役1年10カ月)の有罪判決を言い渡した。 (2017/8/29 中日新聞、2017/8/30 中日新聞、2017/11/29 朝日新聞・読売新聞・毎日新聞、2017/12/13 朝日新聞・読売新聞・毎日新聞・中日新聞)

	事件発生年月日	事件発生場所	動物	主体	概要
45	2016/3 下旬	北海道札幌市	猫 11 匹	男性・39 歳	2016 年 3 月下旬に北海道札幌市白石区の自宅敷地内で、男性 (39) が自動車用の不凍液などに使われる有毒物質エチレングリコールを混ぜた餌を猫に食べさせ、猫 6 匹を中毒死させた。男性は「敷地にふんをされて迷惑だった」と供述しているという。札幌白石署によると、男性は有毒物質を混ぜた餌を庭に放置したという。周辺ではこのほかに猫 5 匹の死骸が見つかった。男性は報道を知って 5 月 20 日に出頭し、同署が裏付け捜査を進めていた。2016 年 9 月 16 日に札幌白石署は男性を動物愛護管理法違反 (動物虐待) の疑いで書類送検した。 (2016/5/20 北海道新聞、2016/9/16 北海道新聞)
46	2016/4/1	北海道伊達市	猫 1 匹	—	2016 年 4 月 1 日に北海道伊達市有珠町の女性の自宅前に、頭部のない猫の死骸が置いてあるのを女性が見つかり、伊達署に通報した。同署によると、死骸は体長約 35 センチで他に外傷はなかった。頭部は鋭利な刃物のようなもので切断されたとみられ、周囲に大きな血痕はなく、頭部も見つからないことから、別の場所で切断されたとみている。同署は動物愛護管理法違反 (動物虐待) の疑いで調べている。 (2016/4/2 北海道新聞)
47	2016/4/9	和歌山県御坊市	猫 1 匹	男性・80 歳代	2016 年 4 月 9 日に和歌山県御坊市塩屋町の漁港で、男性 (80 歳代) が自宅の玄関先にいた子猫をポリ袋に入れて海に投げ捨て、死なせた。現場を目撃した人から御坊署に通報があったほか、県には「インターネットで話題になっている。対応してほしい」「ブログで猫を投げ捨てている写真を見た」というメールや電話が県内外から約 10 件寄せられた。2016 年 5 月 23 日に和歌山県警は男性を動物愛護管理法違反の疑いで書類送検した。 (2016/5/23 朝日新聞)
48	2016/4/18	兵庫県神戸市	猫 1 匹	女性・31 歳	2016 年 4 月 18 日に兵庫県神戸市垂水区の自宅マンションのベランダで、女性 (31) が生後約 6 カ月の雄の猫を鉄製の焼却炉 (高さ 59 センチ、直径 37 センチ) に入れ、死なせた。女性は県警の調べに「取り返しのつかないことをした」と容疑を認めている。県警によると、女性の親族から同日、「女性がインターネット上に虐待の動画を投稿している」と通報があった。駆け付けた垂水署員らが事情を聞いたところ、女性は猫を焼いたことや、スマートフォンで撮影した動画を SNS に投稿したことを認めたという。女性はその後、本人の同意を得た上で精神科病院に任意入院となっていた。県警によると、事件後、インターネット上で動画を見つけた市民から通報が相次いだという。焼却炉からは犬 1 匹の死骸も見つかり、県警が関連を調べる。2016 年 8 月 16 日に兵庫県警生活経済課と垂水署は女性を動物愛護管理法違反の疑いで逮捕した。 (2016/8/17 神戸新聞)
49	2016/5/12	東京都杉並区	猫 1 匹	男性・65 歳	2016 年 5 月 12 日に東京都杉並区上井草の路上で、男性 (65) が猫の首に巻いたたこ糸を振り回し地面に投げ付けた上、蹴って死なせた。男性は 3 日前に建設現場で猫を拾い、会社の寮の自室で飼っていたが、鳴き声がうるさかったという。「寮がペット禁止なので、外に出して鳴きやませようとした」と話している。通行人が気づき、近くにいた署員に届け出た。2016 年 5 月 26 日に警視庁杉並署は男性を動物愛護管理法違反の疑いで書類送検した。 (2016/5/26 共同通信)
50	2016/5/21	大阪府堺市	猫 1 匹	—	2016 年 5 月 21 日に大阪府堺市堺区の公園で女性が弱っている猫を見つけ、保護した。猫は左右の耳の一部を刃物のようなもので切断された跡があったという。尻尾にも切りつけられたような傷があり、公園事務所が堺署に通報した。女性は動物病院で猫を治療し、知人を通じて動物保護団体に預けた。府警は、虐待された可能性があるとして動物愛護管理法違反容疑などで捜査、周辺のパトロールを強化している。境市北区の大泉緑地では 5 月 18、20、23 日に、耳の先端を切り取られた猫 3 匹が相次いで見つかった。同緑地管理事務所が猫を保護し、北堺署に届け出た。 (2016/5/30 読売新聞)
51	2016/6/3	埼玉県さいたま市	犬 1 匹	男性・47 歳	2016 年 6 月 3 日に埼玉県さいたま市の自宅で、男性 (47) が飼っていた小型犬 (3 歳、雄) を 2 回蹴り、ケージごと持ち上げて床にたたきつける虐待で傷つけた。犬は虐待後に死に、男性の妻が通報した。男性は容疑を認め「ほえたので頭に来た」と供述しているといい、大宮西署は虐待と死の因果関係を調べる。2016 年 6 月 6 日に大宮西署は男性を動物愛護管理法違反の疑いで逮捕した。 (2016/6/8 中日新聞)

	事件発生年月日	事件発生場所	動物	主体	概要
52	2016/6/19	大阪府堺市	猫1匹	—	2016年6月19日に大阪府堺市北区の公園でテニスコート近くに置かれた靴箱の中に、右後ろ脚の第1関節から先が切断されている子猫がいるのを、近くの住民が見つかり、地元のNPO法人が保護した。刃物のようなもので切断されたとみられ、傷口が血で固まっていた。同NPOのメンバーが20日、猫を動物病院で受診させたところ、切断後約2週間と判明。北堺署に通報した。同署は虐待の疑いがあるとみて調べている。同NPOは今後、ホームページを通じて飼ってくれる人を募るとしている。(2016/6/21 読売新聞)
53	2016/7/5	北海道足寄町	猫3匹	—	2016年7月5日に北海道足寄町内の牧場の倉庫脇にあるゴミステーションで、ガムテープで巻かれた猫の死骸が入った紙製の米袋が捨てられているのを牧場の女性従業員が見つけた。本別署は動物愛護管理法違反(動物虐待)の疑いもあるとみて調べている。女性従業員によると、米袋には3匹入っており、2匹は頭部や顔、口がガムテープでぐるぐる巻きにされ、発見時は既に死んでいた。1匹は首にだけ巻かれていたが息はあったため、町内の動物病院に運び手当てした。3匹とも黒っぽい色で首輪はなかったという。(2016/7/7 北海道新聞) 注: 遺棄14にも掲載
54	2016/8/29	北海道胆振管内	猫1匹	—	2016年8月29日に北海道胆振管内洞爺湖町栄町の小学校のグラウンド脇で、猫の頭部を児童が見つかり、教頭が伊達署に届け出た。伊達署は動物愛護管理法違反(動物虐待)の疑いで調べている。子猫か小型種で、頭部は人為的に切断されたとみられる。周囲に目立った血痕は無く、頭部以外の部位は見つからないという。(2016/8/30 北海道新聞)
55	2016/9/5	山口県周南市	犬1匹	—	2016年9月5日に山口県周南市の野犬が多くみられる公園に隣接した公園の路上で、口元から血を流した犬が死んでいるのを住民が見つかり、周南署に届けた。犬は妊娠していたとみられる。住民は「死に方が不自然だ」と話しており、周南署が動物愛護管理法違反の疑いもあるとみて調べている。(2016/9/6 朝日新聞)
56	2016/11/11	福岡県福岡市	猫1匹	男性・34歳	2016年11月11日に福岡県福岡市の団地の河川敷で、男性(34)が野良猫の首に結束バンドを巻いてつるし上げ、頭を数回蹴るなど虐待をした。男性は容疑を認め、「ここ1年くらいで野良猫を3匹殺した」と供述しているという。目撃した通行人が男性を取り押さえ、警察に通報した。早良署は、包丁2本を所持していたとして男性を銃刀法違反容疑で現行犯逮捕した。2016年11月29日に福岡県警は男性を動物愛護管理法違反(虐待)容疑で書類送検した。(2016/11/30 朝日新聞)
57	2017/2～3	愛知県名古屋市	猫13匹	—	2017年2月～3月に愛知県名古屋市港区の公園やその周辺で、野良猫13匹の死骸が見つかり、一部の死骸から農薬に使われる劇物「メソミル」の成分が検出された。愛知県警は、何者かが野良猫に農薬を混ぜた餌を与えた可能性が高いとみて、動物愛護管理法違反の疑いで捜査している。(2017/4/28 読売新聞)
58	2017/3～4	宮城県串間市	犬と猫2匹	—	2017年3月～4月に宮城県串間市で、法律で使用禁止されている鉄製の「トラバサミ」に足を挟まれた犬と猫が相次いで発見された。2匹は保護されたが、いずれも足先を失う大けがを負った。2件のわなとも、誰がどこに設置したものか分かっていない。串間署は動物愛護管理法違反の疑いもあるとみて捜査している。(2017/4/18 宮崎日日新聞)
59	2017/4/5	愛知県名古屋市	猫2匹	男性・39歳	2017年4月5日に愛知県名古屋市熱田区で、男性(39)が路上に横たわった猫2匹を踏みつけるなどして虐待し、死なせた。猫の世話をしていたという男性が、何者かが猫を蹴る様子が記録された防犯カメラの映像などをもとに通報し、熱田署で捜査していた。男性は容疑を認め、「競馬で負けた憂さ晴らしだった」と話したという。2017年4月25日に愛知県警熱田署は男性を動物愛護管理法違反(愛護動物の殺傷)の疑いで名古屋地検に書類送検した。(2017/4/14 読売新聞・毎日新聞・東奥日報・静岡新聞、2017/4/15 産経新聞、2017/4/26 読売新聞)
60	2017/4/13	沖縄県北谷町	猫1匹	—	2017年4月13日に沖縄県北谷町砂辺で、鼻に長さ約11センチの吹き矢が刺さった猫が見つかった。通報を受けた県警が動物愛護管理法違反などの疑いで調べている。猫を見つけた女性が15日に猫を保護して動物病院に連れて行き、治療を受けさせた。(2017/4/22 沖縄タイムス・琉球新報)

	事件発生年月日	事件発生場所	動物	主体	概要
61	2017/5/2	福岡県北九州市	猫1匹	男性・25歳	2017年5月2日に当時住んでいた福岡県北九州市戸畑区にある集合住宅の自宅で、男性(25)が雌猫1匹を殴ったり踏みつけたりして殺した。猫の鳴き声を聞いた住民の通報で駆けつけた警察官が、男性の自宅の浴室に猫の死骸があるのを見つけ、捜査していた。男性は「理想とする猫ではなかったので殺した」と容疑を認めているという。また、「これまでに約20匹殺した。燃えるごみとして捨てた」と供述しているという。 2017年10月12日に福岡県警戸畑署は男性を動物愛護管理法違反容疑で福岡地検小倉支部に書類送検した。 (2017/10/13 読売新聞)
62	2017/5/18～19	千葉県成田市	猫2匹	男性・38歳	2017年5月18～19日に男性(38)が千葉県成田市の自宅アパートでいずれも生後約1カ月の猫2匹の前脚を粘着テープで縛ったり、股間にティッシュを何度もこすりつけたりして虐待した。子猫2匹は死んだ。6月中旬ごろには、子猫に対し、激辛ソースを塗った綿棒を口に入れたり、胴体をつかんで逆さまにしたりする映像を動画サイトに投稿。SNS上に拡散された動画を見た人から情報提供を受け、県警が捜査していた。男性は「排尿、排泄を促しただけで、虐待ではない」と容疑を否認しているという。 2017年8月31日に、県警生活経済課と厚木署は男性を動物愛護管理法違反(虐待)の疑いで逮捕した。 (2017/9/1 朝日新聞・読売新聞)
63	2017/6～10	佐賀県鳥栖市	猫2匹	—	2017年6月～10月の間に佐賀県鳥栖市上峰町坊所の民家の敷地に、猫の死骸が複数回にわたり置かれていた。鳥栖署が動物愛護管理法違反などの疑いで捜査している。同署などによると、この家に住む女性が2017年10月6日、猫1匹の死骸を敷地内で発見し、知人を通じて同署に連絡した。同署は女性に防犯カメラの設置などの対策を促した。女性宅の敷地では、6月にも子猫1匹が腹部を切られて死んでいるのが見つかった。同署に対し、女性は「6月以前にも複数の猫の死骸を置かれていた」と話しているという。同署は何者かが猫を虐待し、嫌がらせ目的で死骸を敷地内に投げ入れた可能性もあるとみて捜査を進めている。 (2017/10/13 読売新聞)
64	2017/6/14	東京都大田区	猫1匹	—	2017年6月14日に東京都大田区仲池上の川沿いの路上で、猫が死んでいるのを歩行者の女性が発見、警察に通報した。池上署員が現場に駆けつけたところ、全身が焼けた状態の猫の死骸が見つかった。池上署は猫が虐待されたとみて動物愛護管理法違反容疑で調べている。 (2017/6/15 読売新聞)
65	2017/6/28	滋賀県長浜市	猫1匹	—	2017年6月28日に滋賀県長浜市立長浜北小の東門付近で、児童が頭のない猫の死骸を発見し、教員が長浜署に通報した。長浜署は動物愛護管理法違反の疑いがあるとして調べている。 (2017/6/29 読売新聞)
66	2017/7/28	千葉県市川市	猫1匹	—	2017年7月28日に千葉県市川市原木の月決め駐車場で、フェンスに猫の死骸が縛り付けられているのを近くの男性が見つけて警察に通報した。猫は体の大部分の皮がはがれ、骨がむき出しになっていたという。市川署は動物虐待の可能性があるとみており、動物愛護管理法違反容疑で捜査している。 (2017/7/29 朝日新聞)
67	2017/10/25～26	北海道留萌管内	猫1匹	—	2017年10月25日に留萌管内初山別村初山別の小学校前の歩道で、下校中の児童が猫の頭部を見つけ、連絡を受けた村教委が羽幌署に届け出た。26日には、留萌管内初山別村初山別の教員住宅前で、頭のない猫の胴体が見つかり、教員が村教委を通じて羽幌署に届け出た。2件は同一の個体である可能性が高いという。同署は動物愛護管理法違反(動物虐待)の疑いで調べている。 (2017/10/26 北海道新聞)
68	2017/11/2	千葉県市川市	猫1匹	—	2017年11月2日に千葉県市川市大野町の携帯電話会社基地局の敷地内で、子猫のものとみられる頭部が一つ落ちているのを近所の女性が見つけた。携帯電話会社から通報を受けた市川署員が、周辺の路上2カ所で猫の胴体部分を発見した。鋭利な刃物で切断されたようだといひ、市川署は動物愛護管理法違反容疑で捜査している。 (2017/11/3 朝日新聞)
69	2017/11/17～18	奈良県奈良市	猫2匹	男性・25歳	2017年11月17～18日に男性(25)が自宅で飼っていた子猫に暴力を加えて殺し、死骸を奈良市内の公園の敷地に遺棄した。猫の体には皮下出血などがあつた。男性は猫をインターネットの掲示板を通じて譲ってもらったという。2018年1月1日に奈良西署は男性を動物愛護管理法違反(愛護動物の殺傷)、廃棄物処理法違反(不法投棄)の疑いで逮捕した。調べに対して男性は「暴力を振るい猫の死骸を捨てたのは間違いがないが、殺す気はなかった」と供述しているという。 また、奈良西署は2017年12月12日に男性を別の子猫を殺したとして動物愛護管理法違反容疑で逮捕した。 (2017/11/25 読売新聞、2017/12/3 朝日新聞、2018/1/3 読売新聞、2018/3/21 読売新聞)

	事件発生年月日	事件発生場所	動物	主体	概要
70	2017/11/24	大阪府大阪市	猫1匹	男性・38歳	2017年11月24日に大阪府大阪市住之江区の路上で、男性(38)が近くに住む男性が放し飼いにしていた猫に向け、運転していた車からエアガン1発を発射して虐待した。命中したかどうかは不明で、猫にけがは確認されていない。男性は容疑を認め、「猫がびっくりして逃げるのが楽しかった」と話しているという。飼い主の男性が、車の運転席から男性が猫に向けてエアガンを撃つ様子が映った防犯カメラ映像をSNSに投稿し、批判が広がっていた。映像には、黒色の乗用車に乗った男性が運転席からエサのようなものを投げ、その後、猫が寄ってきたところでエアガンを撃つ様子が映っていた。 2017年12月12日に大阪府警は男性を動物愛護管理法違反(虐待)の疑いで書類送検した。2018年1月5日に大阪区検は動物愛護管理法違反罪で男性を略式起訴し、大阪簡裁は罰金10万円の略式命令を出した。 (2017/12/13朝日新聞・読売新聞、2017/12/16朝日新聞、2018/1/24産経新聞)
71	2018/2/14～15	滋賀県長浜市	猫1匹	—	2018年2月15日に滋賀県長浜市平方南町の空き家前の駐車スペースに猫の頭部があるのを管理者の男性が見つかり、警察に通報した。14日には、同市平方町の民家の花壇で猫の下半身が埋まっているのが見つかった。長浜署は動物愛護管理法違反(虐待)の疑いで調べている。 (2018/2/16朝日新聞)
72	2018/1/30	神奈川県横浜市	ウサギ2匹	—	2018年1月17日と25日に神奈川県横浜市港北区の2つの幼稚園で飼育していたウサギ計3匹が盗まれ、1月30日に同区内の公園で虐待されたとみられる小動物2匹の死骸が見つかった。死骸は焼け焦げ、刃物で切り刻まれた跡もあったという。 神奈川県警港北署は死骸が盗まれたウサギの可能性があるとみて、窃盗と動物愛護管理法違反の疑いで調べている。 (2018/2/27共同通信・読売新聞、2018/2/28京都新聞・下野新聞)

出典：G-Search データベースサービス「新聞・雑誌記事横断検索」による新聞記事から作成

検索期間：平成25年(2013年)9月1日～平成30年(2018年)3月31日

対象紙誌：通信社、全国紙、全国ニュース網、地方紙

検索対象：記事のタイトルと本文

検索キーワード：(虐待 OR 遺棄) AND (犬 OR 猫 OR ねこ) など(注)

注：「犬」、「猫」、「ねこ」のほか動物愛護管理法第44条4項の愛護動物をカバーするよう「うさぎ」、「カモ」、「ヘビ」等の43件をキーワードとして検索した

注：動物の殺傷による動物愛護管理法または関連法の違反容疑に関して警察の捜査等が確認される事例を抽出した。

② 虐待

	事件発生年月日	事件発生場所	動物	主体	概要
1	2012/10 中旬頃	長野県軽井沢町	猫 20 数匹	女性・65 歳	2012 年 10 月中旬頃に女性 (65) が長野県軽井沢町の自宅内に、猫の排泄物や猫の白骨死体を放置し衛生状態が悪い環境で、猫を 20 数匹飼育していた。 数年にわたって環境改善などを指導していた県佐久保健所が 2015 年 2 月に告発した。軽井沢署は、3 月 4 日に動物愛護管理法違反 (虐待) の疑いで長野地検佐久支部に書類送検した。 飼われていた猫は、動物愛護団体に引き取られた。 (2015/3/5 朝日新聞・読売新聞)
2	2013/5/1～6/26	栃木県上三川町	犬 8 匹	男性・59 歳	2013 年 5 月 1 日～6 月 26 日に男性 (59) が栃木県上三川町上三川の自宅庭のケージで犬 8 匹を過密状態で飼育し、排泄物や死骸を適切に処理せず、放置し続けた。 「悪臭がする」などの通報を受けた県動物愛護指導センターが 2013 年 8 月 6 日に下野署に告発した。下野署は、ケージは 3～4 匹で飼うのが適切な大きさで、さらに劣悪な環境だったとし、虐待にあたるかと判断し、9 月 8 日に動物愛護管理法違反 (虐待) の疑いで逮捕した。男性は「仕事が忙しく飼育が面倒だった」と容疑を認めている。宇都宮区検は 9 月 18 日に宇都宮簡裁に略式起訴した。同簡裁は同日、罰金 10 万円の略式命令を言い渡した。 (2013/9/10 朝日新聞・読売新聞、2013/9/20 読売新聞)
3	2014/11～2016/12/19	神奈川県大和市	猫 49 匹	男性・49 歳	2014 年 11 月～2016 年 12 月 19 日に男性 (49) が神奈川県大和市の戸建ての借家 (約 60m <sup>2</sup> ) で猫の排泄物などを放置したまま数十匹の猫を飼育し、虐待した。男性の家は近所で「猫屋敷」と呼ばれ、猫の死骸や排泄物、ゴミなどが散乱していた。 近隣住民からの苦情 (悪臭被害) を受けて県と県警は 2016 年 12 月、男性の自宅に立ち入り調査をしていた。12 月 19 日に県から依頼を受けた相模原市のボランティア団体が男性の自宅を訪れ、猫 49 匹を保護した。 2017 年 6 月 1 日に神奈川県警は男性を動物愛護管理法違反 (虐待) 容疑で書類送検した。横浜区検は 8 月 15 日に同法違反で横浜簡裁に略式起訴した。同簡裁は同日付で罰金 10 万円の略式命令を出した。 (2017/6/1 読売新聞、2017/6/2 読売新聞・朝日新聞、2017/8/22 読売新聞)
4	2015/4/1～6/30,11/11 頃	茨城県常総市	犬 27 匹	男性・79 歳 (元ブリーダー)	2015 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に、元ブリーダーの男性 (79) が茨城県常総市の自宅敷地内の犬舎で飼っていた 27 匹の小型犬に狂犬病予防の注射を受けさせなかったほか、2015 年 11 月 11 日ごろ、犬舎内の清掃や消毒をせず、小型犬 3 匹の死骸を放置するなど犬の健康管理を怠り、虐待した。2015 年 9 月の関東・東北豪雨で常総市を訪れたボランティアが、不衛生な環境に放置された状態を見つけて発覚し、愛護団体が 11 月に県警に通報した。県によると、男性の自宅は豪雨の際に浸水被害に遭い、約 30 匹が行方不明や溺れ死んだ可能性があるという。男性は県や常総署に「犬が流されたので、被災後、知人のブリーダーから新たに 10 匹を譲り受けた」と話した。 2016 年 1 月 20 日に常総署は男性を動物愛護管理法違反 (虐待) と狂犬病予防法違反 (予防注射の未接種) の疑いで水戸地検下妻支部に書類送検した。2016 年 3 月 31 日付けで、水戸地検下妻支部は動物愛護管理法違反は不起訴 (起訴猶予)、狂犬病予防法違反は不起訴 (嫌疑不十分) 処分とした。処分理由について同地検は、動物愛護管理法違反について「起訴するまでの事情が認められなかった」、狂犬病予防法違反について「犯行を認定するに足る証拠が得られなかった」などとしている。県生活衛生課によると、男性は動物愛護管理法に基づく動物取扱業の登録を 2007 年から受けていたが、「犬を虐待している」という通報を受けて県警が 2015 年 11 月に捜査を始めた後、廃業していた。男性は 1989 年頃からブリーダー業を始め、2015 年 3 月末には計 45 匹を飼育していた。2012 年 5 月から 2015 年 11 月までに、県動物指導センターが十数回にわたって指導していたが、改善されなかったという。 生存していた 27 匹のうち、2 匹は男性が飼い犬として引き取り、ほか 25 匹は県動物指導センターなどで一時保護を受け、死んだ 1 匹を除く 24 匹が動物愛護団体に譲渡された。 (2016/1/20 共同通信、2016/1/21 朝日新聞・読売新聞・茨城新聞・中日新聞、2016/4/2 茨城新聞、2016/4/3 読売新聞)

	事件発生年月日	事件発生場所	動物	主体	概要
5	2015/5/8～6/22	広島県広島市	猫 25 匹	男性・25 歳 (販売業者)	2015 年 5 月 8 日～6 月 22 日の間に男性 (25) が広島市中区銀山町の当時の自宅マンションで、猫 25 匹に餌や水を与えず衰弱させ、このうち 4 匹を死なせた。遅くとも 2013 年夏ごろから、自宅で猫を飼育していたとみられる。近隣ににおいなどの苦情はなかった。 広島中央署は 2016 年 6 月 7 日に男性を販売目的で飼育していた猫 4 匹を衰弱死させたなどとして動物愛護管理法違反容疑で逮捕した。 市動物管理センター (中区) や同署によると、男性の母親が動物販売に必要な「動物取扱業」の登録をし、血統書付きなどの親猫を預かり、繁殖と子猫の販売をしていたとみられる。知人によると、2015 年 3 月末に母親が経営から退き、その後に従業員も退職した。容疑者は一人では育てられないと周囲に悩みを打ち明けていた。通常は 10 万円以上する猫を「1 万～2 万円程度でいいから引き取ってほしい」などと近くのペットショップに頼んでいた。 生き残った猫 21 匹は市動物管理センター (中区) が保護した。 (2016/6/9 中国新聞、2016/6/17 中国新聞)
6	2015/12/10～2016/2/1	栃木県矢板市	犬と猫 19 匹	男性・61 歳 (引き取り業者)	2015 年 12 月 10 日～2016 年 2 月 1 日の間に栃木県矢板市の引き取り業者の男性 (61) が犬や猫を飼育する市内の施設の清掃や汚物処理を十分に行わず、犬 10 匹と猫 5 匹を皮膚病などに感染させ、虐待した。また、2016 年 4 月 5 日～5 月 4 日の間、犬 1 匹に狂犬病の予防注射を受けさせなかった。 2016 年 10 月 17 日に栃木県警は動物愛護管理法違反 (虐待) の疑いおよび狂犬病予防法違反 (未登録・予防注射の未接種) 容疑で男性を宇都宮地検大田原支部に書類送検した。県警は男性について、起訴を求める「嚴重処分」の意見を付けた。宇都宮地検は 2017 年 7 月 20 日、男性を動物愛護管理法違反罪について不起訴処分とした。不起訴の理由は明らかにしていない。狂犬病予防法違反罪については大田原区検が同日、略式起訴した。大田原簡裁が同月 27 日、罰金 10 万円の略式命令を出した。 2016 年 4 月に公益社団法人日本動物福祉協会 (JAWS) が行った刑事告発がきっかけとなり捜査が行われた。告発状は、協会職員や獣医師が視察したところ、2015 年 12 月 10 日～16 年 1 月 17 日までの間、排泄物が堆積した過密な環境に犬や猫が置かれ、適切に餌や水を与えられていなかったり、病气やけがを放置されたりしている様子が確認されたとしていた。県警はこの男性を 2016 年 8 月 10 日に家宅捜索し、売り上げ計算書や売買記録などを押収した。男性は年間で 100～200 匹の犬猫を譲り受けていたという。 (2016/9/3 朝日新聞、2016/10/18 朝日新聞・読売新聞、2016/10/20 下野新聞、2017/7/21 下野新聞、2017/8/3 読売新聞)
7	2016/9/13～10/13	神奈川県相模原市	猫 13 匹	女性・25 歳	2016 年 9 月 13 日から 10 月 13 日ごろにかけて、女性 (25) が当時住んでいた神奈川県相模原市南区内のワンルームマンションで、排泄物などを放置したまま猫 13 匹を飼育して虐待した。この間に 11 匹が死に、その死骸を同日ごろ、南区の公園に掘った 3 か所の穴に埋めた。ごみ回収をしていた相模原市の職員が 2016 年 11 月、公園の地中から猫の死骸を発見していた。市から情報提供を受けた署が捜査し、マンション室内からも 2 匹の死骸が見つかった。 2017 年 6 月 5 日、相模原南署は女性を動物愛護管理法違反 (虐待) と廃棄物処理法違反 (不法投棄) の疑いで逮捕した。 (2017/6/6 朝日新聞・読売新聞・産経新聞)
8	～2017/6/21	鹿児島県鹿児島市	猫 17 匹	男性・40 歳 (猫カフェ)	2017 年 6 月頃に、鹿児島県鹿児島市で猫カフェを経営していた男性 (40) が、同店内で猫 17 匹を不衛生な環境下で、えさや水をやらずに飼育し、虐待した。店内には、猫の排泄物がたまり、4 匹は死んでいた。6 月 21 日に、店があるビルの家主が「6 月上旬から経営者が行方不明になり、猫を放置している」と市に連絡があり発覚した。男性は、7 月上旬に鹿児島南署に出頭した。 鹿児島南署は 2017 年 9 月 14 日、男性を動物愛護管理法違反 (虐待) 容疑で書類送検した。 店内にいた 13 匹の猫は NPO と新しい飼い主に引き取られた。 (2017/9/15 朝日新聞・読売新聞)
9	2017/10/10	北海道登別市	猫 9 匹	女性・50 歳代	2017 年 10 月 10 日に女性 (50 歳代) が北海道登別市内で借りていた一軒家で、白骨化した 5 匹の猫の頭部やふん尿を放置したまま、9 匹の猫を飼った。女性は 2007 年、この家で 3 匹の猫を飼ったが、適切な管理をしなかったため、猫が数年で 15～20 匹に増えていったとみられる。2017 年 7 月には借家契約を保ったまま別の家に引っ越し、3 日に 1 度餌をやりに来ていたが、9 月末を最後に来ていなかった。女性は「猫が増え続けてしつけができなくなり、ふん尿をどこにでもするので、家にいるのを避けるようになった」と供述しているという。 2017 年 11 月 14 日に室蘭署は劣悪な環境で猫を飼育したとして女性を動物愛護管理法違反 (虐待) 容疑で書類送検した。 生きた猫は胆振総合振興局に引き取られた。 (2017/11/15 北海道新聞、2017/11/16 読売新聞)

	事件発生年月日	事件発生場所	動物	主体	概要
10	2017/12/26	神奈川県川崎市	猫 24 匹	女性・62 歳	2017 年 12 月 26 日に女性 (62) が川崎市麻生区のマンションの一室で、猫の排泄物の処理などをしないまま、不衛生な環境で猫 23 匹を飼い、虐待した。女性は同マンションに入居した 2015 年 1 月ごろに拾ってきた猫を飼い始めたこととみられ、2016 年 1 月ごろから臭いなどの苦情がマンションのオーナーに寄せられるようになった。川崎市の動物愛護センターによると、2017 年 12 月に同マンションに保護のため立ち入った際、現場にいた 24 匹のうち 1 匹は死亡し、やせていたり、下痢をしたりする猫もいた。2018 年 2 月 19 日、麻生署は飼育している猫の世話をせず虐待したとして女性を動物愛護管理法違反 (虐待) の疑いで再逮捕した。女性は「猫を飼ったのは間違いないが、虐待はしていない」と否認しているという。女性は 2018 年 1 月に保護された猫を取り返そうと動物愛護センター内に侵入したとして、建造物侵入の疑いで高津署に逮捕され、同罪で起訴されている。(2018/2/20 朝日新聞)
11	2017/8 ~ 10	北海道札幌市	猫 15 匹	男性・40 歳代 女性・40 歳代	2017 年 8 月頃 ~ 10 月中旬に 40 歳の夫婦が北海道札幌市南区に所有する民家で、排泄物を放置した状態で猫 15 匹を飼育し、虐待した。2017 年 7 月に同市南区の町内会から「異臭がする」と札幌南署に相談があり、虐待の疑いが浮上した。同署は 2017 年 7 月頃から、2 人から事情を聞くなど調べていた。同署が 2017 年 10 月、民家に捜索に入った際、やせ細った猫 1 匹が死骸で見つかり、排泄物が数十センチ堆積していた。札幌南署は 2018 年 3 月 1 日、札幌市東区の 40 歳の夫婦を動物愛護管理法違反 (虐待) の疑いで札幌区検に書類送検した。調べに対し、夫婦は「去勢手術をするお金がなかった。増えすぎて手が付けられなかった」と話しているという。生きていた 14 匹は同市動物管理センターが保護し、動物愛護団体が引き取った。妻の知人女性によると、夫婦が猫を飼い始めた時は 3 匹で、その後、増えたとされる。夫婦は約 10 年前にも猫や犬を飼育できなくなり、当時住んでいたアパートに放置し、女性が一部の猫と犬を引き取った。夫婦は札幌市内の別の場所で今も、猫を飼っているという。女性は「同じことを繰り返さないためにも、行政が介入してほしい」と訴えている。(2018/2/28 読売新聞、2018/3/1 北海道新聞、2018/3/2 朝日新聞・読売新聞、2018/3/16 読売新聞)

出典：G-Search データベースサービス「新聞・雑誌記事横断検索」による新聞記事から作成

検索期間：平成 25 年 (2013 年) 9 月 1 日 ~ 平成 30 年 (2018 年) 3 月 31 日

対象紙誌：通信社、全国紙、全国ニュース網、地方紙

検索対象：記事のタイトルと本文

検索キーワード：(虐待 OR 遺棄) AND (犬 OR 猫 OR ねこ) など (注)

注：「犬」、「猫」、「ねこ」のほか動物愛護管理法第 44 条 4 項の愛護動物をカバーするよう「うさぎ」、「カモ」、「ヘビ」等の 43 件をキーワードとして検索した

注：殺傷以外の動物の虐待による動物愛護管理法または関連法の違反容疑に関して警察の捜査等が確認される事例を抽出した。

③ 多頭飼育による飼養環境の悪化等

	発生時期	発生場所	動物	主体	概要
1	2014/12～	滋賀県守山市	ハシビロコウ など 約100種	— (複合商業 施設内の 動物園)	2014年12月に開園した滋賀県守山市内の複合商業施設内の動物園における飼育・展示方法が問題視されている。同園では、ハシビロコウやネコ科のサーバル、テンジクネズミ科のマウラなど約100種類の動物たちが、来園者がふれあいやすいように飼育されている。滋賀県は動物愛護管理法に基づき、開園当初から「ふれあいが虐待とならないよう十分配慮すること」などと指導していた。立ち入り調査で、バックヤードや飼育施設、展示方法について「臭気がひどい」「人が通ると体をびくつかせている動物がいる」などと繰り返し改善を求めてきた。経営母体が所有する他施設も合わせると、県による調査は記録が残っている12年度から16年度で計71回。この間32回の口頭指導と18回の文書指導が行われ、指導にあたってきた滋賀県動物保護管理センターは、園に展示マニュアルの作成などを求めてきた。 (2018/3/13朝日新聞)
2	～2015/ 10/29	三重県亀山市	犬と猫 40数匹	男性・63歳 (引き取り 業者)	2015年10月28日に三重県亀山市亀田町の動物引き取り業者(男性・63)の施設で、衰弱した犬26匹と猫5匹、犬と猫の死骸12匹が確認された。三重県内の動物愛護団体に「犬や猫が虐待されている」との情報があり、10月28日に施設を訪問したところ、衰弱した犬と猫を確認した。翌29日には、同愛護団体と県鈴鹿保健所、市職員、亀山署員も現場を確認した。保健所の担当者は、「虐待に該当するかどうか動物愛護管理法に従って対応したい」と話した。保護された動物は、複数の愛護団体が引き取った。男性は、10年以上前から繁殖業者として活動し、2～3年前からは関西方面のペットショップなどから販売できなくなった動物を1匹5千円で引き取っていた。男性は「左足を骨折して入院した。1週間前までは餌や水を与えていた。虐待はしてない。近く廃業する」と話した。 (2015/10/30中日新聞、2015/10/31読売新聞)
3	2007～ 2015/12/18	大阪府大阪市	猫15匹程度	男性・ 50歳代	遅くとも2007年以降に男性(50歳代)が大阪府大阪市淀川区の市営住宅で、複数の猫を飼育していた。飼い猫を適切に管理せず繁殖させ、多い時には15匹程度がいた。排泄物の放置も目立ち、近隣住民からは「悪臭がひどい」「ベランダにハエがいて洗濯物が干せない」などの苦情が8年以上続いた。市は再三、男性に飼育をやめるよう指導したが従わず、市営住宅条例で禁止する迷惑行為に当たると判断し、壁や床の傷みも激しいことから男性に退去を要求した。しかし、「次に住む場所が見つからない」などと応じなかったため、2015年10月21日に大阪市は男性を相手取り、退去を求める訴えを大阪地裁に起こした。2015年12月18日に大阪地裁は立ち退きなどを命じる判決を言い渡した。訴訟で男性は争わない意向を示していた。 (2015/12/11読売新聞、2015/12/19読売新聞)
4	～2016/ 4/21	東京都墨田区	猫62匹	— (猫カフェ)	東京都は2016年4月21日に飼育する猫を適切に管理せず繁殖させ、病気にしたなどとして、東京都墨田区の猫カフェを動物愛護管理法に基づき30日間の業務停止処分とした。都によると、同店は放し飼いにしてきたため、繁殖して数が増加。同店は2015年6月に約30㎡の店内で10匹を飼っていると申請していたが、同12月に都が立ち入り検査をした際は62匹を飼育していた。衛生環境も悪く、このうち44匹が風邪をひいた状態だった。 (2016/4/22沖縄タイムス・四国新聞)
5	2016/6～	兵庫県姫路市	犬と猫 数百匹	— (愛護団体)	兵庫県姫路市の動物保護を目的とするNPO法人が運営する施設内で、数百匹の犬や猫が不衛生な状態で長期間放置され、一部が病気などで死んでいた。法人は2001年に設立し、一般家庭や市から数百匹の犬や猫を引き取り、新たな飼い主を探す活動を続けてきた。2015年度は約980万円の寄付金を集めていた。当初はスタッフが数十人いたが、次第に減少し、えさやりや清掃がずさんになり、数年前から施設内にごみや汚物が散乱、2016年春頃から状況が悪化した。2016年6月下旬、和歌山県上富田町の別の動物愛護団体が支援に入ったところ、施設内にごみがあふれ、動物の死骸が放置されていた。約100匹の犬や猫がいたが、やせ細って衰弱した動物も多く、数匹が直後に死んだ。姫路市保健所は動物愛護管理法に基づいて2016年6～7月に3回立ち入り調査し、清掃して施設内の状況を改善するよう行政指導した。担当者「内部はごみ屋敷のようだった。明らかな虐待は確認できていないが、監視を続ける」としている。施設内には現在も約100匹の動物が残され、今後は別の理事らが再建を目指し、法人名も変更するとしている。 (2016/8/23毎日新聞)

	発生時期	発生場所	動物	主体	概要
6	～2016/ 12/4	長崎県長崎市	犬 50 匹	女性・ 50 歳代	女性（50 歳代）が、別居する母親（80 歳代）の長崎県長崎市内の民家で小型犬を適切に管理せずに繁殖させ、劣悪な環境に放置していた。2016 年 12 月 4 日にボランティア団体が小型犬計 50 匹（雄 36 匹、雌 14 匹）を保護した。長期間掃除されず、床が犬の排泄物で埋まり、悪臭が立ち込める不衛生な状態。近親交配による繁殖で歩行障害があったり、衰弱したりしている犬もいた。保護された犬はいったん市動物管理センターに収容。その後、別のボランティア団体がトリマーや動物病院に依頼して体の洗浄や治療などを行ったのち、2016 年 12 月 7 日までに全頭の譲渡先が決まった。数年前から母親が両ボランティア団体の犬猫譲渡会に「里親を探したい」と子犬を持ち込むことがあった。多頭飼育が疑われたため、全頭譲渡や不妊治療を勧めたが応じなかったという。（2016/12/9 長崎新聞）
7	2015～ 2017/11/8	兵庫県神戸市	猫 53 匹	女性・ 40 歳代	神戸市東灘区の市営住宅で、賃貸契約に反して猫を飼い、強制退去処分となった女性（40 歳代）の部屋に猫 53 匹が放置されていた。2015 年に近隣住民から「猫の排泄物のおいがひどい」と市に苦情が寄せられ、市は女性に対し、10 回以上にわたって改善指導をした。しかし、女性が従わなかったため、市は 2016 年 10 月に部屋の明け渡しを求めて神戸地裁に提訴した。2017 年 1 月に訴えを認める判決が出て、4 月に強制退去処分になった。2017 年 11 月 8 日に、市は女性に汚れた部屋の修繕や消毒の費用約 1 千万円を請求する文書を発送した。市によると、部屋は 3DK（約 60m <sup>2</sup> ）で、女性は 2006 年に入居し、10～20 歳代の子ども 3 人と暮らしていた。室内には猫が 53 匹いたほか、複数の死骸もあった。床は腐食し、柱に傷がつくなどの荒れた状態だったという。電気や水道などのメーターはほとんど動いておらず、市は女性が別の場所で生活しながらエサを与え続けた結果、繁殖し過ぎて手に負えなくなったとみている。猫は市民グループが引き取った。（2017/10/30 朝日新聞・毎日新聞・神戸新聞・共同通信、2017/10/31 読売新聞・岩手日報・秋田魁新報・中国新聞・長崎新聞・宮崎日日新聞・四国新聞、2017/11/27 産経新聞）
8	～2018/ 3/1	福井県坂井市	犬と猫 385 匹	— (販売業者)	2018 年 3 月 1 日に公益社団法人日本動物福祉協会（JAWS）は、福井県坂井市の動物販売業者が犬や猫を過密状態で飼育、繁殖するなどの虐待を行っているとして、動物愛護管理法違反（虐待）などの疑いで坂井西署に業者に対する刑事告発状を提出した。JAWS 職員や弁護士が同署を訪れた。告発状などによると、この業者は少なくとも 2017 年 12 月、坂井市の動物飼育施設で、犬と猫合計 385 匹を狭いケージに入れたり、コンクリートブロックのマス内に 50 匹以上の過密状態で入れたりし、悪臭がするなどの劣悪な環境で飼育したとされる。病気やけがの動物に適切な処置を行わないなどの虐待を行った疑いもあるとしている。このほか犬を登録申請していない疑いや、狂犬病予防注射を受けさせていない狂犬病予防法違反の疑いもあると指摘している。県医薬食品・衛生課によると、施設は最大 400 匹程度を収容可能な規模。2017 年 11 月、県の健康福祉センターに一般人から「犬猫が多く飼われている」との連絡があり、2017 年 11 月 29 日に県医薬食品・衛生課が施設に立ち入り、従業員 2 人で世話をしていることを確認。動物の健康や安全への支障を防ぐため、頭数を減らすよう指導した。2 月 16 日までに計 8 回立ち入って状況を確認。施設では繁殖を控え、販売や譲渡を優先しているという。同課では「エサや水は与えられ、やせて衰弱している状況ではなかった。明らかな虐待とは判断していない」とする。同施設の従業員数に応じた適正な飼育数は「改善をみながら判断していく」方針。（2018/3/1 福井新聞、2018/3/2 福井新聞・毎日新聞・中日新聞）

出典：G-Search データベースサービス「新聞・雑誌記事横断検索」による新聞記事から作成

検索期間：平成 25 年（2013 年）9 月 1 日～平成 30 年（2018 年）3 月 31 日

対象紙誌：通信社、全国紙、全国ニュース網、地方紙

検索対象：記事のタイトルと本文

検索キーワード：(虐待 OR 遺棄) AND (犬 OR 猫 OR ねこ) など(注)

注：「犬」、「猫」、「ねこ」のほか動物愛護管理法第 44 条 4 項の愛護動物をカバーするよう「うさぎ」、「カモ」、「ヘビ」等の 43 件をキーワードとして検索した

注：動物の虐待に当たるかどうかは明らかでないが、多頭飼育により飼養環境の悪化等が生じているとされる事例を抽出した。

④ 遺棄

	事件発生年月日	事件発生場所	動物	主体	概要
1	2013/3～2014/10	山梨県身延町ほか	犬 約80匹	—	2013年3月18日に山梨県身延町の湖のほとりに、犬13匹の死骸がごみ袋に入れて捨てられていた。3月25日と27日に身延町と市川三郷町の山林3ヶ所で犬計11匹、4月17日～19日には南部町の3ヶ所で犬計15匹が見つかった。2014年3～4月には、身延町、南部町、市川三郷町などの林道や山中で、犬計39匹が生きたまま放置されていた。テリアやダックスフントなど小型の洋犬が中心だったという。2014年9月～10月には忍野村内の道路脇などで秋田犬4匹が見つかり、地元の民間団体に保護された。県から連絡を受けた県警は動物愛護管理法違反の疑いで調べている。大部分が3匹以上で放置されていたため、県は繁殖業者が不法に遺棄した可能性もあるとみて、発見後、県内の繁殖業者に立ち入り検査をするなどしたが、該当する業者はなかったという。 (2014/11/13 毎日新聞・産経新聞・秋田魁新報・下野新聞・信濃毎日新聞・静岡新聞・中国新聞・西日本新聞・熊本日日新聞・長崎新聞・佐賀新聞・琉球新報・四国新聞・福島民報・共同通信、2014/11/18 山梨日日新聞)
2	2013/9/29	石川県羽咋郡志賀町	猫5匹	—	2013年9月29日に石川県羽咋郡志賀町のゴミ捨て場に、生後1カ月未満と見られる子猫5匹が捨てられ、町が保護した。子猫は体長約15センチで、町役場駐車場に隣接する末吉区千古班のごみ捨て場に置かれた燃えるごみの回収ボックスに捨てられていた。29日午前9時ごろに通行人が見つけ、役場に連絡した。子猫は役場で一晩過ごし、30日に町が羽咋市の県能登中部保健福祉センター羽咋地域センターへ届ける。町環境安全課によると、町内のごみ捨て場に子猫が捨てられていたのは初めて。 (2013/9/30 北國新聞)
3	2013/10～2014/7	埼玉県さいたま市ほか	犬48匹	—	2013年秋以降に埼玉県内で、小型犬があわせて48匹遺棄されていた。さいたま市動物愛護ふれあいセンターによると、最も多く見つかったのはさいたま市内の公園であり、2013年10月～2014年7月にチワワばかり、累計で33匹捨てられていた。3匹は保護前に死んでいたが、30匹は動物愛護団体へ引き渡された。県生活衛生課によると、さいたま市に隣接する朝霞、志木両市の河川敷でも6～7月にチワワ計6匹が、東松山市でも7月にチワワやポメラニアンなど9匹がそれぞれ見つかっているという。遺棄された犬はすべて新たな飼い主に引き取られた。業者が捨てた可能性があり、県警は動物愛護管理法違反の疑いも視野に情報収集している。 (2014/11/12 毎日新聞・共同通信、2014/11/13 産経新聞・秋田魁新報・中日新聞・信濃毎日新聞・静岡新聞・中国新聞・熊本日日新聞・長崎新聞・佐賀新聞・琉球新報・四国新聞・福島民報、2014/12/17 朝日新聞)
4	2014/9/18	愛知県名古屋	猫4匹	—	2014年9月18日に、愛知県名古屋市の緑区の保健所の正面玄関に、虐待が疑われる子猫4匹が段ボールや紙袋に入れて置き去りにされていた。緑保健所は猫の虐待や遺棄を禁じた動物愛護管理法違反の疑いがあるととして愛知県警緑署に通報した。市によると、18日午前8時ごろ、緑保健所に出動した職員が段ボール2箱が置かれているのを見つけた。箱に「ネコ生きている」と書かれ、底にネズミとりと見られる粘着シートが張られ、子猫計3匹が身動きできない状態だった。午後7時45分ごろにも紙袋が置かれ、子猫1匹が入っていた。子猫の体には粘着シートの素材のようなものがまとわりついていて、子猫はいずれも雑種で生後推定約6週間。雄1匹、雌3匹のきょうだいとみられ、同一人物が遺棄した可能性が高い。発見時に子猫は弱っていたが、その後回復した。 (2014/9/20 毎日新聞・東奥日報・中日新聞) 注：殺傷17にも掲載
5	2014/10/3	福井県福井市	犬1匹	—	2014年10月3日に口の周りに線状の深い傷を負った雑種犬1匹が、福井市の動物病院に置き去りにされていた。ピンク色の首輪をしており、リードで入り口近くにつながっていた。傷は幅約1センチで両あごを一周する形で皮膚が削られたような状態だった。犬は2～4歳の雌で、発見時はかなりやせ細っていたという。病院の監視カメラには同日午前1時ごろに、車で訪れ入り口近くに犬をつなぐ人物が映っていた。病院は同5日に福井署に届け出て、同署が映像確認などを行っている。 (2014/11/27 福井新聞)
6	2014/10～11	佐賀県佐賀市ほか	犬25匹	—	2014年10月～11月に佐賀県内(佐賀市、神埼市、大町町、白石町、小城市、多久市、嬉野市、武雄市)で小型犬のマルチーズが計18匹生きたまま放置されていた。警察や保健所などに届けられた。雄も雌もいて、推定年齢は1～8歳。いずれも純血種で首輪をつけておらず、爪が伸び、やせていたという。佐賀市の動物愛護団体によると、この18匹とは別に、7匹が保護されたり死骸で見つかったりしており、確認されたマルチーズの遺棄は計25匹にのぼるといふ。遺棄された犬の大半は新しい飼い主に引き取られたという。県警が動物愛護管理法違反の疑いで捜査している。県生活衛生課は「県外から持ち込まれた可能性もある。遺棄には罰則もあり、警察とも連携して原因を調べ、再発防止を図りたい」としている。 (2014/11/11 朝日新聞・毎日新聞・共同通信、2014/11/12 朝日新聞・秋田魁新報・静岡新聞・西日本新聞・熊本日日新聞・宮崎日日新聞・共同通信)

	事件発生年月日	事件発生場所	動物	主体	概要
7	2014/10/30	栃木県 宇都宮市・ 那珂川町	犬 80 匹	男性・39 歳 男性・21 歳 (元販売業者)	2014 年 10 月 30 日に、元ペット店従業員の男性 2 人が共謀して宇都宮市の鬼怒川河川敷に犬 45 匹の死骸、那珂川町の山林で犬 27 匹の死骸と生きた犬 8 匹を捨てた。男性 (39) は知人の女性と那須塩原市内のペットショップを実質的に経営していた。男性 (21) はその店で働いており、店は犬の引き取りも請け負っていたとみられる。県警によると、2 人は廃業する愛知県のブリーダーから犬をまとめて引き取り、トラックで運搬。「販売や譲渡しようと生きた犬を 100 万円引き取ったが、木箱に入れて運ぶ途中で死んでしまった。焼却費用が高く、処分するのに困った。」と供述し、容疑を認めていた。2014 年 11 月 11 日に男性 (39) は自首、18 日に廃棄物処理法違反や動物愛護管理法違反、河川法違反などの疑いで逮捕された。栃木県警は 2014 年 11 月 20 日に男性を宇都宮区検に送検した。2014 年 12 月 2 日に栃木県警は男性 (39) と共謀したとして廃棄物処理法違反などの疑いで男性 (21) を逮捕した。2014 年 12 月 9 日に宇都宮区検は男性 (39) と男性 (21) を廃棄物処理法違反、河川法違反、動物愛護管理法違反の罪でそれぞれ宇都宮簡裁に略式起訴した。簡裁は同日、男性 (39) に罰金 100 万円、男性 (21) に罰金 50 万円の略式命令を出した。 (2014/11/7 産経新聞、2014/11/8 朝日新聞・毎日新聞、2014/11/9 中日新聞・京都新聞・佐賀新聞・沖縄タイムス・宮崎日日新聞・福島民報・琉球新報、2014/11/11 産経新聞・北海道新聞・秋田魁新報社・中日新聞・中国新聞・佐賀新聞・沖縄タイムス・琉球新報・福島民報、2014/11/12 中日新聞、2014/11/19 朝日新聞・読売新聞・毎日新聞・産経新聞・中日新聞・中国新聞・愛媛新聞、2014/11/20 朝日新聞・中国新聞、2014/11/21 読売新聞、2014/11/27 下野新聞、2014/12/3 朝日新聞・読売新聞・産経新聞・中国新聞、2014/12/4 中日新聞、2014/12/5 朝日新聞、2014/12/6 読売新聞、2014/12/9 共同通信、2014/12/10 朝日新聞・読売新聞・毎日新聞・産経新聞・中日新聞・中国新聞)
8	2014/11/13	栃木県日光市	犬 8 匹	—	2014 年 11 月 13 日に栃木県日光市の山林で生きた子犬 8 匹が放置されているのを通り掛かった男性が見つけた。いずれも雑種で首輪はなく、県警は遺棄された可能性があるとして動物愛護管理法違反の疑いで捜査している。いずれも生後 2 カ月程度で外傷はなく、県動物愛護指導センターに保護された。県内では 10 月末以降、多数の成犬の死骸が遺棄される事件が相次いでいるが、同センターは「野犬が産んだ可能性もあり、関連は薄いのではないかと」している。 (2014/11/14 中日新聞)
9	2015/9/27	千葉県市原市	猫 25 匹	男性・48 歳	2015 年 9 月 27 日に男性 (48) が千葉県市原市の動物病院の軒下に、自宅で飼っていた猫 25 匹を捨てた。動物病院からの届け出を受け、市原署が飼い主を捜していたところ、男性が 30 日に市原署に名乗り出た。男性は調べに「近所から臭いなどで苦情があり、動物病院なら何とかしてくれると考えた」と話しているという。猫は 10 月 5 日までにすべて、引き取り手が見つかった。2015 年 10 月 20 日に市原署は男性を動物愛護管理法違反(愛護動物の遺棄)の疑いで千葉区検に書類送検した。 (2015/9/29 朝日新聞、2015/10/23 読売新聞、2015/10/24 朝日新聞)
10	2015/10/1	東京都豊島区	猫 1 匹	男性・34 歳	2015 年 10 月 1 日に男性 (34) が東京都豊島区南長崎の公園のゴミ箱付近に、足や胴を粘着テープでぐるぐる巻きにした猫を袋に入れて捨てた。猫は出血していたが、生きていた。男性は、9 月 30 日の夕方、マタビを使って野良猫を捕獲したという。目白署によると、男は「飼おうと思って捕まえてきたが、暴れたので金づちで数回たたいて捨てた」と供述し、容疑を認めている。2015 年 12 月 3 日に目白署は男性を動物愛護管理法違反(遺棄)容疑で逮捕した。同署は同法違反(虐待)の疑いも視野に調べる。 (2015/10/3 読売新聞、2015/12/5 読売新聞) 注：殺傷 35 にも掲載
11	2016/1/12	東京都板橋区	ハリネズミ 1 匹 リクガメ 11 匹	男性・54 歳	2016 年 1 月 12 日に男性 (54) が東京都板橋区の空き地に自宅で飼っていたハリネズミ 1 匹とリクガメ 11 匹を水槽に入れて捨てた。発見した人からの通報で駆けつけた板橋署員が保護したという。男性は 86 匹の小動物を飼っていたが、2015 年秋にアパートの管理業者から注意を受け、ほとんど捨てたという。現場近くではトカゲやカメなどが見つかり、署に届けられていた。署はこのうちトカゲやリスなど 28 匹を保護し、引き取り先を探している。2016 年 2 月 18 日に板橋署は男性を動物愛護管理法違反(愛護動物の遺棄)の疑いで書類送検した。 (2016/2/19 朝日新聞・読売新聞・中日新聞)
12	2016/ 4/19 ~ 28	長野県長野市	猫 22 匹	—	2016 年 4 月 19 日～28 日に長野市信州新町越道の山中にある中尾浄水場近くで 22 匹の猫が見つかり、市保健所が保護した。長野中央署は何者かがまとめて捨て去ったとして動物愛護管理法違反(愛護動物の遺棄)の疑いで捜査を始めた。長野市保健所には保護された猫の引き取りの希望も相次いでおり、4 月 28 日までに 18 匹の引き取り手が決まった。 (2016/4/27 朝日新聞・読売新聞・毎日新聞・信濃毎日新聞・中日新聞、2016/4/28 朝日新聞、2016/4/29 読売新聞)

	事件発生年月日	事件発生場所	動物	主体	概要
13	2016/6/3	長野県千曲市	猫3匹	—	2016年6月3日ごろに長野県千曲市の神社の境内で子猫3匹が段ボール箱に入れられて遺棄されているのが見つかり、環境NGOが6月14日に、動物愛護管理法違反(愛護動物の遺棄)容疑で千曲署に告発した。同署は同日付で告発状を受理した。子猫が入った段ボール箱は粘着テープで何重にも密閉され、餌や水もなく、猫たちは衰弱していた。子猫はいずれも生後1カ月未満。保護した際、大量の目やにで目が開かない状態で、自力でほとんど動けず、発熱していた。子猫は現在、このNGOの施設で保護されている。(2016/6/16 読売新聞、2016/6/17 朝日新聞)
14	2016/7/5	北海道足寄町	猫3匹	—	2016年7月5日に北海道足寄町内の牧場の倉庫脇にあるゴミステーションで、ガムテープで巻かれた猫の死骸が入った紙製の米袋が捨てられているのを牧場の女性従業員が見つけた。本別署は動物愛護管理法違反(動物虐待)の疑いもあるとみて調べている。女性従業員によると、米袋には3匹入っており、2匹は頭部や顔、口がガムテープでぐるぐる巻きにされ、発見時は既に死んでいた。1匹は首にだけ巻かれていたが息はあったため、町内の動物病院に運び手当てした。3匹とも黒っぽい色で首輪はなかったという。(2016/7/7 北海道新聞) 注: 殺傷53にも掲載
15	2016/10/3~4	鳥取県米子市	犬17匹	男性・61歳	2016年10月3~4日に、男性(61)が鳥取県米子市の公園と緑地広場に、飼っていた小型犬17匹を遺棄した。4日以降、犬を保護したとの情報が署などに寄せられ、発覚した。6匹は見つかっていないという。 2016年12月9日に米子署は男性を動物愛護管理法違反(愛護動物の遺棄)の疑いで書類送検した。いずれの犬も知人で市内の20歳代の女性が譲ったとみられ、署は9日、この女性を狂犬病予防法違反(未登録・予防注射の未接種)の疑いで書類送検した。(2016/12/10 朝日新聞・読売新聞)
16	2017/9/17	滋賀県日野町	ヘビ3匹	—	2017年9月17日に滋賀県日野町のペットショップ前にヘビ(ボアコンストラクター)3匹が捨てられているのが見つかった。東近江署が所有者を捜している。(2017/9/20 京都新聞)

出典: G-Search データベースサービス「新聞・雑誌記事横断検索」による新聞記事から作成

検索期間: 平成25年(2013年)9月1日~平成30年(2018年)3月31日

対象紙誌: 通信社、全国紙、全国ニュース網、地方紙

検索対象: 記事のタイトルと本文

検索キーワード: (虐待 OR 遺棄) AND (犬 OR 猫 OR ねこ) など(注)

注: 「犬」、「猫」、「ねこ」のほか動物愛護管理法第44条4項の愛護動物をカバーするよう「うさぎ」、「カモ」、「ヘビ」等の43件をキーワードとして検索した

注: 動物の遺棄による動物愛護管理法または関連法の違反容疑に関して警察の捜査等が確認される事例を抽出した。

### Ⅲ 動物の虐待等の判例等

#### ①動物の愛護及び管理に関する法律の違反人員

(単位：人)

年 別			通常受理	起 訴	不起訴
昭和	49年	1974	13	8	4
	50年	1975	6	4	1
	51年	1976	6	4	9
	52年	1977	9	3	4
	53年	1978	5	4	3
	54年	1979	6	3	3
	55年	1980	4	2	1
	56年	1981	10	5	1
	57年	1982	5	2	5
	58年	1983	6	3	1
	59年	1984	6	3	3
	60年	1985	3	2	2
	61年	1986	5	3	0
平成	62年	1987	5	2	4
	63年	1988	3	0	3
	元年	1989	7	3	3
	2年	1990	3	2	2
	3年	1991	7	4	1
	4年	1992	11	4	0
	5年	1993	9	4	4
	6年	1994	11	2	9
	7年	1995	2	3	1
	8年	1996	12	1	11
	9年	1997	12	5	7
	10年	1998	8	4	4
	11年	1999	3	0	3
	12年	2000	14	4	11
	13年	2001	18	7	10
	14年	2002	39	18	22
	15年	2003	12	3	9
16年	2004	27	8	21	
17年	2005	47	15	27	
18年	2006	48	12	35	
19年	2007	51	14	36	
20年	2008	72	21	47	
21年	2009	54	24	36	
22年	2010	58	18	41	
23年	2011	55	9	47	
24年	2012	46	16	32	
25年	2013	49	10	32	
26年	2014	71	21	51	
27年	2015	89	27	55	
28年	2016	94	33	57	
29年	2017	109	38	73	

出典：検察統計年報

注) 起訴または不起訴が翌年に繰り越される場合もあるため、それらの人数の合計と通常受理数とが一致しない年もある。

## ②判例の一覧

	種類	事件発生年月日	起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
1	殺傷	2009/5/2頃 ～17頃	不明	2009/07/09	山形地方裁判所	<p>被告人は、</p> <p>第1 平成21年(2009年)5月2日ころから同月17日ころまでの間、山形県寒河江市(以下略)の被告人方鳩舎において、飼養していた「いえばと」に給餌を止めて衰弱させた上、首を引っ張るなどして「いえばと」約125羽を死亡させ、もって愛護動物をみだりに殺し、</p> <p>第2 同月15日午後6時ころから同月17日午後8時20分ころまでの間、別紙記載のとおり、前後2回にわたり、山形県寒河江市大字柴橋字山田368番1先東側用水路ほか1か所において、廃棄物である「いえばと」の死体合計約125羽をみだりに投棄し</p> <p>たものである。</p>	<p>判決 懲役6月 (執行猶予3年)</p> <p>注：廃棄物処理法との併合罪による量刑</p>
2	殺傷	2011/11/1, 11/2, 11/7	不明	2012/5/23	横浜地方裁判所 川崎支部	<p>被告人は、</p> <p>第1 猫を虐待の上殺傷する目的で、猫を詐取しようとして、</p> <p>1 平成23年(2011年)(中略)11月1日午後2時10分頃、上記被告人方居室内において、猫2匹を譲り受け、</p> <p>2 同月2日午後5時20分頃、前記被告人方居室内において(中略)猫2匹を譲り受け、</p> <p>3 同月6日、前記被告人方居室内において(中略)猫1匹を譲り受け、</p> <p>もってそれぞれ人を欺いて財物を交付させ、</p> <p>第2</p> <p>1 同月1日午後4時頃、前記XXハウス階段上において、第1の1で譲り受けた猫2匹を同所から放り投げ、約9.87メートル下方の路上に衝突させた上、同所付近において、1匹の猫の頭部を左足で踏みつけて殺し、もう1匹の猫の顔面を壁にたたきつけて殺し、もって愛護動物をみだりに殺し、</p> <p>2 同月2日午後8時頃、前記被告人方居室において、第1の2で譲り受けた猫2匹のうち1匹の猫の顔面を床に数回たたき付け、もう1匹の猫の顔面を左手で数回殴打し、もって愛護動物をみだりに傷つけ、</p> <p>3 同月7日午前3時30分頃、川崎市麻生区XX先路上において、第1の3で譲り受けた猫1匹を同所から約6.3メートル下方の鶴見川に投げ捨て、同猫を溺死させ、もって愛護動物をみだりに殺した</p>	<p>判決 懲役3年 (執行猶予5年)</p> <p>注：詐欺罪との併合罪による量刑</p>
3	殺傷	2012/8/9頃	不明	2012/11/22	広島地方裁判所	<p>被告人は、平成24年(2012年)8月9日頃、広島市南区(以下略)被告人方において、飼養していたねこ1匹に対し、拳骨で頭部を数回殴るなどして、下唇剥離等の傷害を負わせ、もって愛護動物をみだりに傷つけた。</p>	<p>判決 罰金60万円</p>
4	殺傷	2010/ 10月上旬頃	不明	2013/3/12	さいたま 地方裁判所	<p>被告人は、</p> <p>第1 平成22年(2010年)10月上旬頃、埼玉県三郷市(以下略)所在の被告人方敷地内において、小動物捕獲用ケージを用いて捕獲した猫を、捕獲用ケージの外から、その喉付近を杭等で複数回突き刺して弱らせた上、捕獲用ケージに入れたまま生き埋めにして殺し、もって愛護動物をみだりに殺した。</p> <p>(後略)</p>	<p>家庭裁判所に移送</p> <p>注：少年事件である</p>

種類	事件発生年月日	起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
5 殺傷	2016/2/27	不明	2016/10/7	札幌地方裁判所 浦河支部	<p>被告人は、北海道公安委員会から許可を受けて猟銃及び有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃1丁を所持しているものであるが、法定の除外事由がないのに、平成28年(2016年)2月27日午後9時30分頃から同日午後10時30分頃までの間、北海道a町b番地有限会社A敷地内において、</p> <p>第1 Aが飼育する馬(B)に向け、前記猟銃を発射し、その弾丸を同馬に命中させて同馬を死亡させ、</p> <p>第2 Aが飼育する馬(C)に向け、前記猟銃を発射し、その弾丸を同馬に命中させて同馬を死亡させ、</p> <p>もって法律の規定に違反して猟銃を発射し、愛護動物をみだりに殺したものである。</p>	判決 懲役1年 (執行猶予4年)
6 殺傷	2016/3/24～ 2017/4/17	不明	2017/12/12	東京地方裁判所	<p>被告人は、埼玉県A市XXXにおいて、</p> <p>第1 別表1記載のとおり、平成28年(2016年)4月2日から平成29年(2017年)4月17日までの間、前後9回にわたり、猫を金属製捕獲器に閉じ込めた上、その全身に熱湯を数回かけるなど別表1の「犯行の態様及び死因」欄記載のとおり(注)の態様(注)、死因により、猫合計9匹を死亡させ、もって愛護動物をそれぞれみだりに殺し、</p> <p>第2 別表2記載のとおり、平成28年(2016年)3月24日から平成29年(2017年)2月15日までの間、前後4回にわたり、猫を金属製捕獲器に閉じ込めた上、その全身に熱湯を1回かけるなど別表2の「犯行態様」欄記載のとおり(注)の態様(注)により、猫合計4匹にII度以上の熱傷の傷害を負わせ、もって愛護動物をそれぞれみだりに傷つけた。</p> <p>注：捕獲器で捕まえた猫に、熱湯を繰り返し浴びせかけたり、ガストーチの炎であぶったり、パイプに取り付けたロープでその首をつるし、熱湯を満たした缶に漬けたりするといった態様</p>	判決 懲役1年10か月 (執行猶予4年)
7 虐待	2018/ 1月初旬～ 2/15	不明	2018/6/6	大垣簡易裁判所	<p>被告人は、平成30年(2018年)1月初旬頃から同年2月15日までの間、岐阜県大垣市(以下省略)所在の被告人所有物件内において、みだりに、犬2頭に対し、給餌及び給水をやめて衰弱させるとともに、排せつ物が堆積した同所で飼養し、もって愛護動物に対し、虐待を行った。</p>	判決 罰金10万円

	種類	事件発生年月日	起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
8	殺傷	2017/11/17, 12/1	2018/5/11	2018/8/8	奈良地方裁判所	<p>被告人は、</p> <p>第1 平成29年(2017年)11月17日頃、B市a町b丁目c番d号ef号の被告人方において、別表1記載の猫1匹に対し、その身体を多数回にわたり床に叩き付けるなどの打撃を加え、よって、同月18日頃、同所において、同猫を多発外傷による外傷性ショックにより死亡させ、もって愛護動物をみだりに殺し</p> <p>第2 同月18日午後8時26分頃、同市g町h丁目i番j号所在のk北側緑地帯において、前記第1事実記載のとおり殺した猫で、廃棄物である動物の死体をみだりに捨て</p> <p>第3 同年12月1日頃、前記被告人方において、別表の2記載の猫1匹に対し、その身体および頭部を多数回にわたり床に叩き付けるなどの打撃を加え、よって、その頃、同所において、同猫を頭部損傷による硬膜外出血及び脳浮腫により死亡させ、もって愛護動物を殺し</p> <p>第4 同月2日午前1時23分頃、前記k南東側公園敷地内において、前記第3事実記載のとおり殺した猫で、廃棄物である動物の死体をみだりに捨て</p> <p>たものである。</p>	<p>判決 懲役1年 (執行猶予3年)</p> <p>注：廃棄物処理法との併合罪による量刑</p>
9	虐待	2018/4月上旬頃～6/6	2018/11/29	2018/12/3	名古屋簡易裁判所	<p>被告人兩名は、当時の被告人兩名方において、愛護動物である猫を飼養していたものであるが、共謀の上、平成30年(2018年)4月上旬頃から同年6月6日までの間、みだりに猫の排泄物が堆積した同所で猫45匹を飼養し、もって愛護動物に対し、虐待を行ったものである。</p>	<p>略式命令 兩名ともそれぞれ罰金 10万円</p>

出典：裁判所 HP「裁判例情報」[http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/search1?reload=1](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1?reload=1)

TKC ローライブラリー「LEX/DB インターネット」<http://www.tkc.jp/law/lawlibrary>

DI-Law.com「判例体系」[https://www.d1-law.com/service\\_info/hanrei.html](https://www.d1-law.com/service_info/hanrei.html)

LIC/DB「判例秘書 INTERNET」<https://www.hanreihisho.com/hhi/>

Westlaw. japan「判例」<https://www.westlawjapan.com/>

注：本表は、「平成19年度動物の遺棄・虐待事例等調査報告書」における判例の掲載状況を踏まえて、平成16年(2004年)以降の動物愛護管理法上の虐待・遺棄にかかる事案を上述の出典により入手できた範囲で一覧にしたもの。

注：本表の「種類」の欄において「殺傷」は現行法44条1項、「虐待」は現行法44条2項、「遺棄」は現行法44条3項、「多頭飼育」は現行法46条の2の適用があった事案(「遺棄」と「多頭飼育」にかかる事案は入手されなかった)。

注：本表の「事実関係」の欄は、判決中の「罪となるべき事実」等の内容を抜粋したもの。ただし「事実関係」と「刑罰」の欄の斜体部分は作成者による。

## IV 参 考

- 参考（１） 飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について（環自総発第 100205002 号平成 22 年 2 月 5 日）  
..... 26
- 参考（２） 動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について（環自総発第 1412121 号平成 26 年 12 月 12 日）  
..... 29

## 飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に 該当する可能性があると考えられる例）について

環自総発第 100205002 号

平成 22 年 2 月 5 日

環境省自然環境局総務課長から  
各都道府県・指定都市・中核市動物愛護主管部（局）長あて

動物愛護管理行政の推進については、平素より格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、虐待の定義の明確化については、担当者会議等において貴県市より御意見をいただいているところです。虐待に該当するかどうかについては、行為の目的、手段、苦痛の程度等を総合し、社会通念により判断してきているところですが、より具体的にしていくためには判決事例を収集、把握していくことが重要であると考えています。そのため、平成 19 年度に判決事例を「動物の遺棄・虐待事例等調査業務報告書」として取りまとめました。

今般、この報告書をもとに、飼育改善指導が必要であり虐待に該当する可能性、あるいはそのままの状態では放置されれば虐待に該当する可能性があると考えられる事例を別紙のようにまとめましたので、業務の参考にしていただくようお願いいたします。

なお、より詳細な説明を環境省ホームページにも掲載していますので、御参照ください（[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/h1903.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h1903.html)）。

虐待の判決事例については、今後も継続して収集していくこととしており、これを踏まえ、別紙の事例につきましても逐次見直していきたいと考えております。

また、以下の点にも御留意ください。

- 本通知は、可能な範囲で具体的な事例を示したものであり、個々の案件に係る判断は、動物及び動物の所有者又は占有者の置かれている状況等を考慮して個別に行われるべきものと考えます。
- 別紙の事例については、後日、増刷し、各自治体あて発送予定の「動物の遺棄・虐待事例等調査業務報告書」（平成 19 年度）とともに警察にも情報提供していただき、引き続き連携して対応していただきますようお願いいたします。

(別紙)

## I 動物の虐待の考え方

積極的（意図的）虐待	ネグレクト
やってはいけない行為を行う・行わせる	やらなければならない行為をやらない
・ 殴る・蹴る・熱湯をかける・動物を闘わせる等、 身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行 為・暴力を加える ・ 心理的抑圧、恐怖を与える ・ 酷使 など	・ 健康管理をしないで放置 ・ 病気を放置 ・ 世話をしないで放置 など

※動物自身の心身の状態・置かれている環境の状態によって判断される。

## II 飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について

### 1. 一般家庭

- ・ 餌が十分でなく栄養不良で骨が浮き上がって見えるほど痩せている（病気の場合は獣医師の治療を受けているか。高齢の場合はそれなりの世話が出来ているか。）。
- ・ 餌を数日入れ替えず、餌が腐っていたり、固まっていたりして、食べることができる状態ではない。
- ・ 器が汚く、水入れには藻がついている。あるいは、水入れがなく、いつでも新鮮な水を飲むことができない（獣医療上制限されているときを除く）。
- ・ 長毛種の犬猫が手入れをされず、生活に支障が出るほど毛玉に覆われている。
- ・ 爪が異常に伸びたまま放置されている。
- ・（繋ぎっぱなしで散歩にも連れて行かず、）犬の糞が犬の周りに何日分もたまり、糞尿の悪臭がする。
- ・ 外飼いで鎖につながれるなど行動が制限され、かつ寒暑風雨雪等の厳しい天候から身を守る場所が確保できない様な状況で飼育されている。
- ・ 狭いケージに閉じ込めっぱなしである。
- ・ 飼育環境が不衛生。常時、糞尿、抜けた毛、食餌、缶詰の空やゴミがまわりにちらかっており、アンモニア臭などの悪臭がする。
- ・ 病気や怪我をしているにもかかわらず、獣医師の治療を受けさせていない。
- ・ リードが短すぎて、身体を横たえることができない。
- ・ 首輪がきつすぎてノドが締めつけられている。
- ・ しつけ、訓練と称するなどし、動物に対し殴る、蹴る等の暴力を与えたり、故意に動物に怪我をさせたりする。

- ・事故等ではなく、人為的に与えられたと思われる傷が絶えない。

## 2. 動物取扱業者等

- ・ケージが狭く、動物の排泄物と食餌が混在した状態で放置されている。動物が排泄物の上に寝ている。
- ・常時水を置いていない。あるいは、水入れはあるが中に藻が付いていたりして不潔である。
- ・幼齢にもかかわらず、食餌を適切な回数与えず（例えば朝晩の2回のみ等）、また、それで問題ないと説明している。
- ・糞尿が堆積していたり、食餌の残渣が散らかっていたりして、清掃が行き届かず、建物内、ケージから悪臭がする。
- ・動物の体が著しく汚れている。
- ・病気や怪我をしているにもかかわらず、獣医師の治療を受けさせていない。
- ・飼育環境が飼育している動物に適していない（温度・湿度の調整も含む）。例えば、西日が当たるなど建物内の温度が上昇した場合、あるいは、その逆で、冬季に低温となった場合に対応しない。
- ・多頭飼育で、飼育環境が不衛生。常時、糞尿、抜けた毛、食餌、缶詰の空やゴミがまわりにちらかっており、悪臭がする。
- ・ケージ内で動物を過密に飼育している。
- ・店内の大音量の音楽、または過度の照明にさらされることにより動物が休息できない。
- ・しつけ、訓練と称するなどし、動物に対し殴る、蹴る等の暴力を与えたり、故意に動物に怪我をさせたりする。
- ・体調不良、不健康な動物をふれあいや散歩体験等に使用する。
- ・出産後、十分な期間（離乳し母体が回復するまでの間）を経ずに、また繁殖させる。

動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項に基づく  
愛護動物の遺棄の考え方について

環自総発第 1412121 号

平成 26 年 12 月 12 日

環境省自然環境局総務課長から  
各都道府県・指定都市・中核市動物愛護主管部（局）長あて

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 44 条第 3 項に規定する愛護動物の「遺棄」について、別紙のとおり考え方を整理したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知します。

愛護動物の「遺棄」と疑われる事案が発見された場合は、都道府県警察と連携・協力して、適切な対応に配慮をお願いします。

なお、本件については、警察庁から各都道府県警察等に対し、周知しています。

## 動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方

### 【基本的な考え方】

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第44条第3項に規定される「遺棄」とは、同条第4項各号に掲げる愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に離隔することにより、当該愛護動物の生命・身体を危険にさらす行為のことと考えられる。

個々の案件について愛護動物の「遺棄」に該当するか否かを判断する際には、離隔された場所の状況、動物の状態、目的等の諸要素を総合的に勘案する必要がある。

### 【具体的な判断要素】

#### 第1. 離隔された場所の状況

1. 飼養されている愛護動物は、一般的には生存のために人間の保護を必要としていることから、移転又は置き去りにされて場所的に離隔された時点では健康な状態にある愛護動物であっても、離隔された場所の状況に関わらず、その後、飢え、疲労、交通事故等により生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。
2. 人間の保護を受けずに生存できる愛護動物（野良犬、野良猫、飼養されている野生生物種等）であっても、離隔された場所の状況によっては、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

これに該当する場所の状況の例としては、

- ・ 生存に必要な餌や水を得ることが難しい場合
- ・ 厳しい気象（寒暖、風雨等）にさらされるおそれがある場合
- ・ 事故（交通事故、転落事故等）に遭うおそれがある場合
- ・ 野生生物に捕食されるおそれがある場合

等が考えられる。

なお、仮に第三者による保護が期待される場所に離隔された場合であっても、必ずしも第三者に保護されるとは限らないことから、離隔された場所が上記の例のような状況の場合、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

## 第2. 動物の状態

生命・身体に対する危険を回避できない又は回避する能力が低いと考えられる状態の愛護動物（自由に行動できない状態にある愛護動物、老齢や幼齢の愛護動物、障害や疾病がある愛護動物等）が移転又は置き去りにされて場所的に離隔された場合は、離隔された場所の状況に関わらず、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

## 第3. 目的

法令に基づいた業務又は正当な業務として、以下のような目的で愛護動物を生息適地に放つ行為は、遺棄に該当しないものと考えられる。

例：法第36条第2項の規定に基づいて収容した負傷動物等を治療後に放つこと

治療した傷病鳥獣を野生復帰のために放つこと

養殖したキジ・ヤマドリ等を放鳥すること

保護増殖のために希少野生生物を放つこと

(別紙)

## <参考>

### ○動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

### 第四十四条

3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

平成 30 年度

## 動物の虐待事例等調査報告書

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
電話：03-3581-3351

請負者：一般財団法人自然環境研究センター  
〒130-8606 東京都墨田区江東橋 3-3-7  
電話：03-6659-6310